管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520010	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、 同第2号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上、資格者間の相互乗入れの観点から、行政書士が申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 商業・法人登記申請は、添付書類（定款、株主総会議事録等、申請書に添付する書類）の作成及び申請書の作成・提出に行われる。行政書士は添付書類の作成を業としているが、申請書の作成・提出は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続の煩雑さや経済的な負担増を強いている。行政書士が添付書類の作成に引き続き、申請書の作成・提出を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。 定款作成は行政書士の専管業務であるが、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民商第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で司法書士による定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用（司法書士による電子定款作成代理）を認めた。司法書士に対してのみ、遡及及び告示により、行政書士の専管業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いであり、相互乗入れの観点から、行政書士に対しては司法書士の専管業務（申請書の作成・提出）を認めるべきである。 申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部を転記して作成するものであり、添付書類を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	C	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	C	I	各府省庁からの再々検討要請に対する回答		1 0 0 1 0 1 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省
0520010	行政書士への商業登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号、 同第2号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士に対して司法書士が独占している商業登記を開放すべきである。	法務省民事局により商事・法人登記業務の実施等に関するアンケートが行われた結果、司法書士よりも行政書士の方が市民の満足度が高かった。法務省は、このアンケート結果を出すことも期限一杯の平成19年3月であり、他の省庁に比して規制改革に協力する姿勢がみられない。アンケートの結果、司法書士よりも行政書士の方が満足度が高かったのであるから、商業登記開放について前向きに検討をすべきである。そもそも、司法書士は登記の面でしか企業に接する実態がほとんど無い（あるにしても少額の債権回収程度）のであるから、許認可や契約書作成で企業のビジネスに深く関わっている行政書士に開放するべきである。なお、これに対して日本行政書士会連合会および日本司法書士会連合会が別途アンケートを採ったところであるが、各団体が有利となる設問であった可能性もある上に、特に日本司法書士会連合会のアンケートは御礼として金券を配って行われたものであるから、客観的に公正な平な法務省のアンケート結果のみを重視するべきである。また、弁護士だけでなく公認会計士にも商業登記の代理は認められているのであるから、添付書類を除く登記申請書の作成は、公認会計士レベルの商業登記法の理解で足りることになるのであって、法務省の見解は矛盾していると言わざるを得ない。	C	I	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	法務省は、司法書士試験と行政書士試験の科目を対比して、行政書士試験に商業登記法のないことを理由として拒絶していたが、公認会計士試験にも商業登記法はないのであって、回答に矛盾があるし、なぜ公認会計士に認めて行政書士に認められないのかについて、矛盾が生じないように説明するべきである。また、商業登記の代理が出来ない行政書士が、商業登記の出来る司法書士よりも会社設立を行える依頼者の満足度が高かった。このことから、行政書士に商業登記を開放すれば、より市民の満足度が得られることが容易に想定できる。さらに、司法書士法は憲法に定める職業選択の自由を制限する法律であるので、公認会計士に認めたように、必要最小限の規制となる解釈を法務省はしなければならない。よって、行政書士に商業登記を開放するべきである。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、商法、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、定款作成や認証に携わっていることを考えると、これが満たされているとはいえない。したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。 したがって、他士業の事情等に関係なく、行政書士に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めることは、国民（会社）の権利義務の保全の観点からも、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	貴省の回答によれば、「商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない」とあるが、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができると解して良いか。 併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	法務省からの再検討要請の回答は、「したがって」の文の直後に「したがって」の文章が続いており、後半の「したがって」の文の理由はどこにも記載されていない。この後者の「したがって」の文中の「他士業の事情等に関係なく」の理由はどこにも述べられていないので、なぜ商業登記法が試験科目にない公認会計士に認められて、行政書士に認められないのかについて、法務省は回答をするべきである。法務省は、自らの公式回答に同じ「したがって」の接続詞が2回重ねて使われているから、回答の誤りに気付くべきである。また、公認会計士への開放には法改正を要していないのであるから、1回答とした理由も説明してもらいたい。	C	I	【提案主体への回答】 前回の回答で当省が2回使用した「したがって」について、前者の「したがって」は二段落目の結論として行政書士に商業・法人登記手続の代理業務が認められないことを述べているのに対して、後者は、一段落及び二段落を前提とした最終的な結論である。つまり、現在の行政書士制度そのものから行政書士に商業・法人登記手続の代理業務は認められないのであって、その結論は「他士業の事情等に関係」ないとの趣旨である。 また、現行司法書士法の体系の法律に別段の定めがない場合の司法書士でない者の業務を禁じているから（第73条第1項）、提案者の求める措置を実現するには、法改正が必要なのであり、法律上の手当てを必要とする！回答としている。 【推進室への回答】 再々検討要請について、「専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば」とあるが、当方では、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することのできる具体的な方法が試験制度であり、そのために司法書士試験を毎年実施しているところである。		3 0 0 1 0 2 0	個人	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、 同第2号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。 具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を設けるか、同法の附則に「行政書士は、行政書士業務に関連して行う商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行えることを規定する。」 ことを要望します。	商業・法人登記については、司法書士の独占業務となっているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられ出た。その決定に基づき、法務省は平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人・行政書士・司法書士及び定款認証嘱託人に対し、アンケートを取った。その内容が、平成19年3月法務省民事局より公表された。その結果の中で、対象とした登記申請人本人が、今回登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること（59.2%）」及び「内容が簡単そうだったこと（38.1%）」の2つが多数を占めていた。また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態と顧客満足度が司法書士を上回っていると区が表れている。　行政書士が、その業務に関連する商業・法人登記申請手続きで行うことは、国民の利便に資するものの（ワンストップサービス、費用の節減）である。登記業務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。	提案理由 1. 行政書士は登記事務に必要な原因証書（行政書士法第1条の2、3）を作成することを業としている。登記事務は原因証書の収集、審査、調整が主たる業務であり、行政書士の業務範囲とするのに適当である。 2. 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の科明が現状では困難となっている。登記事務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。 3. 司法書士には原因証書の相続書類、定款、契約書等の作成業務が出来ない。事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代理を認めるべきである。 4. 登記申請書は申請書のみが司法書士の独占業務であるが、この際便な書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・完型化・簡便化すべきである。 5. 行政書士が登記事務に関与する資質が担保されていることが行政書士は簡単に登録事務（不動産登記法に類似しているがさらに行政登録等が付加され関係法令は80以上に及ぶ複雑な手続き）に通過しており、登記事務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。 6. 紙による申請は電子申請を妨げ国民利便を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記事務は7～10日も遅延する。競争市場におけるこの期間の経済的損失は多大なものがある。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。 7. 登記事務は登録事務よりも30有余年にわたり電子化が遅延しており、電子申請に関途みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1、行政書士は登記事務の専門性が低くなること。2. 電子政府への取り組み、登記手続きの電子化の推進3. 原因証書の添付の必要性4. 登記事務に関するアンケートで示された行政書士の利便性有用性の実態以上の技術について法務省の検討結果が回答されていない。その検討結果を回答すべきである	C	I	1　商業・法人登記手続を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、商法、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、定款作成や認証に携わっていることを考えると、これが満たされているとはいえない。したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。 2　電子政府の推進が行政書士への商業登記手続への開放の根拠とはそもそもなりえない。 3　商業登記の申請については、所要の添付書類の提出を求めることとは、現行制度においても、その真正性は十分に担保されているところ。新たに行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する書面の提出を義務付けることは、申請人に無用な負担を強いるものであり、相当ではない。 4　アンケートは、「行政書士の利便性有用性の実態」を調査したものではなく、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査したものである。	貴省の回答によれば、「商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない」とあるが、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができると解して良いか。 併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	アンケート結果で国民が行政書士へ一定の満足度を得ている点に回答されたい。規制改革3ヶ年計画では資格者の提案の廃案や相互乗入れが国民のアクセスポイントの増大に利便がある上回っている。両者の相互的な職域が存在する事を肯定すべきである。総務省は断りなくも「開放された場合は行政書士の業務となると認識している点からも法務省は開放的ではなく積極的に開放に向けての検討が必要である。次に専門能力は試験科目が異なる事力付きもって、業務能力が無いとは言い難い。法務省は行政書士に能力が無い事を肯定するあまり、行政書士は法定研修等で能力担保を実証する為、京都府を特区とし、登記申請を行えるように再々検討要請する。	C	I	【提案主体への回答】 アンケートの結果については、既に回答及び発表したとおりであり、提案主体の真意及の趣旨が不明のため、特段の回答はできない。 既に回答したとおり、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではないことから、京都府を特区とすることについても、認められない。 【推進室への回答】 再々検討要請について、「専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば」とあるが、当方では、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することのできる具体的な方法が試験制度であり、そのために司法書士試験を毎年実施しているところである。		3 0 0 5 0 1 0	個人	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、 同第2号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した業務に付随（密接に関連）する場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めることを。 具体的には、司法書士法上の業務制限条項である第73条の但書に「行政書士法上の業務制限条項である第73条の但書を一部改正し、・ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。とされたい。	従来から商業・法人登記については、司法書士（弁護士）の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議室附に、多方面からその開放要望が出されていた。 法務省はこれらの要望や再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。」と回答し、行政書士及び一般国民を対象とたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果をとり表した。　それによると行政書士に対する調査の回答者のうち、66.1%の行政書士が過去に商業・法人登記に関連する業務の「経験がある」と回答しており、その47.2%が1年当たりの平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関連する業務に一定の関与をしていると、また、登記申請人本人に対する調査においては、会社等の定款や株主総会・取締役会の議事録の作成等について行政書士に依頼した経験があると回答した方のうち、その際の行政書士の仕事内容等について「大変満足」及び「ほぼ満足」と回答した方の合計が77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関連する業務に対しても、国民が一定程度満足していると、いえること、との結論が得られている。 行政書士の申請以上が商業・法人登記に一定の関与をしていることから国民の満足度は司法書士（72.5%）を上回っていると等を勘案すれば、逆やかなる開放が望まれる。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	国民へのアンケートは、司法書士が機能しているか否かではなく、行政書士の登記手続への関与率及び満足度を調査し、国民のニーズを調査することにあったはずである。回答は、従前姿勢を踏襲しただけであり、要には、アンケート結果までも反映されていない。18年3月「規制改革・民間開放推進会議重点事項推進WG」の法務省に対するヒアリング（資格制度）において、担当主室から「この前の行政書士の商業登記の問題について、どうしてあれだけお話ぎになって反対なさるのか、自分だって簡裁の弁護士の領域に入って行ったではないですか、今度も話た。ほかの士業の、例えば弁護士業務のある部分は、自分たちもできるのだから、また事業とゆっているのだから、やらしてくれと言っていい、その代わり現保はお互いに、国民の便利のために助り合おう、だから行政書士が商業登記に入ってきても良いという気持ちにどうしてならないのか、それが数年前の改革のときの基本の精神だったのだが、現概をどんどん高くしてしまっている。」と指摘されている点を踏まえて再検討されたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、商法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、商法、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、定款作成や認証に携わっていることを考えると、これが満たされているとはいえない。したがって、国民（会社）の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。 なお、アンケートにおいて、登記申請人本人が司法書士に依頼しない理由として「内容が簡単そうだったこと」が挙げられていたとしても、そのような本人自身が申請可能な登記が一部に見られることのみをもって専門能力を有しない者が代理等を業として行うことを許容する理由とはならない。当該事案が真に簡単なものであるか否かを判断するには、やはり高度な知識と専門的能力が必要であり、商業・法人登記手続の代理を業とする者に要求される法律知識及び能力のレベルを下げてよいとする理由にはならない。	貴省の回答によれば、「商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない」とあるが、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができると解して良いか。 併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	法務省が①「高度な知識・専門的能力の必要論」を論ずるのであれば、登記の素人たる国民からの本人申請をも否定しなければならない。②「司法書士が専門資格者として機能している実情にある」というが、日司連総会決議（18年度）では「司法書士の高齢化に伴う会員数の減少に歯止めがかからず、一方、都市部で登録する会員の増大による、司法書士偏在の状況は年々顕著になっており、不存在地域においては司法書士による法的サービスの不提供を招くことはもとより、これにより地域総の登記業務等、参入の理由付け与える事情を招きかねない。（要約）」として、国民の利便やニーズに応えている実情を自ら認めている。③特区推進室（18年度）からの「商業・法人登記業務の行政書士への開放について、前向きに検討する理解して宜しいか。」との再検討要請に対し、法務省は「前向きに検討」を否定せず「国民のニーズを調査し、制度見直しについて検討する」と回答している。以上のことから、行政書士に登記手続の代理能力があるか否かについて、6ヶ月間程度の期間を定め、京都府下において実証実験することを強く求める。	C	I	【提案主体への回答】 ①登記手続の代理を業とする者に要求される専門的法律知識及び能力と本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは、当然に異なる。 ②提案主体の主張する状況が京都府で生じているとは承知していない。 ③国民がサービスを十分に受けられるようにするとの観点から、登記が国民の権利に多大な影響を及ぼすことを考慮しつつ、必要な検討等を進めていくという姿勢に変わりはない。 なお、特別研修等の受講したことをもって、商業・法人登記申請手続の代理を業とするのに必要な高度な知識及び専門的能力を有しているということを、客観的に判断することはできないと考える。 【推進室への回答】 再々検討要請について、「専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば」とあるが、当方では、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することのできる具体的な方法が試験制度であり、そのために司法書士試験を毎年実施しているところである。		3 0 0 8 0 1 0	国民利便・負担軽減推進協議会	総務省 法務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520020	不動産相続登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が不動産登記申請書（相続を原因とする所有権移転に限定）の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書（相続を原因とする所有権移転に限定）の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 不動産相続登記手続は、「遺産分割協議書の作成」及び「申請書の作成・提出」で行われる。（※ 遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。） 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。 行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供することになり、国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ枚の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。			C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。			C	I			1 0 0 1 0 2 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省
0520020	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望むが、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを享受することが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されたが、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題としても、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。	C	I	登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の所有権移転に関する特許庁への登録申請手続については、近年の弁理士法第7条の改正により、相続を原因とするものに限らず、弁理士の独占業務から開放されたところである。一方で、所有権移転に関する不動産登記申請については、相続を原因とする所有権移転に限った開放であっても、一切認められないと法務省は回答している。この点について、法務省の回答に合理的な理由は見当たらない。また、「登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるから認められないとの回答であるが、これは法附書類を含む登記手続全般全体に言いた回答であり、相続を原因とする申請に限定するのであれば、遺産分割協議書等の法附書類はすでに行政書士により適法に作成されているから、行政書士に対する登記手続の研修により問題は解決できると考えられる。上記の2点について、出来ないと回答するのであれば、特許庁で認められて法務局で認められない具体的理由、および、研修で補えないとする具体的理由をそれぞれ示すべきである。なお、行政書士法第13条の2には、「行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない」と定められており、すでに相続に関する研修については組織的に行われているところである。	C	I	不動産登記手続を代理して行うには、民法等の民事実体法はもとより、不動産登記法や不動産登記令、不動産登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、民法、不動産登記法等、不動産登記に関する問題（書式作成を含む。）が多く出題されており、不動産登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると客観的に評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、法付書類の作成に携わる場合があること等をもって、これが満たされているとはいえない。よって、国民の権利義務の保全の観点から、不動産登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に不動産登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。 したがって、不動産登記以外の手続に関係なく、行政書士に不動産登記手続の代理業務を行うことを認めることは、国民の権利義務の保全の観点からできない。 なお、研修の参加をもって、高度な知識及び専門的能力を有していると客観的に判断することはできないと考える。	貴省の回答によれば、「研修の参加をもって、高度な知識及び専門的能力を有しているということを客観的に判断することはできないと考える。」とあるが、高度な知識及び専門的能力を有しているということを客観的に判断できれば、行政書士が相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請を行うことができると解して良いか。 併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	行政書士試験には特許法の出題はないが、工業所有権の譲渡登録の代理は、弁理士法の改正により弁理士の独占から行政書士に開放された。法務省の回答は、なぜ特許庁で認められて、法務局で認められないかについての説明がどこにもないので、この点について回答をするべきである。また、行政書士会連合会の行う研修は、全国各地の大学院と協力して行われているものも多数あり、文部科学省に認められた大学院の正式な単位も修了者に与えられているのであるから、単位を得た者については客観的な能力担保があるといえる。それでも足りないのであれば、司法書士に対して簡易代理試験を設けたように、行政書士にも相続登記代理試験を設けるべきである。	C	I	【提案主体への回答】 当方は、特許庁への登録申請手続についての事情や特許庁の判断理由等に関して回答すべき立場にはないが、そもそも、今回の要望は、他の手続や業務の事情等に関係ないと考える。 また、行政書士会連合会の研修に、全国各地の大学院と協力しているものが多数あったとしても、そこでの単位の取得もって不動産登記申請手続の代理を果たすなどの、必要な高度な知識及び専門的能力を備えたということを客観的に判断することはできないと考える。 【推進室への回答】 再々検討要請について、「専門的法律知識を有しているということを客観的に判断できれば」とあるが、当方では、不動産登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することのできる具体的な方法が試験制度であり、そのために司法書士試験を毎年実施しているところである。		3 0 0 1 0 1 0	個人	総務省 法務省
0520030	行政不服申立て手続の行政書士への開放	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分の取消しを求めて不服申立てをすることになるが、弁護士法の規制があるため、当該許認可申請に関与した行政書士は不服申立て手続代理を行うことができず、不服申立て手続は依頼者本人が行うか又は弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。 当該許認可申請からの経緯に詳しい行政書士が不服申立て手続代理を行えるようにすることで、依頼者である国民対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。 行政書士以外の法律事務門職（司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士）はその登用試験科目に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が「不服申立て手続代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施しており、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人との利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実遂正な遂行のための厳格な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力が・倫理的担保を図るための義務の課せられた弁護士が法律事務を独占することには、十分な合理性、必要性があると考えられる。 行政不服申立てにおいて取り扱う法律事務は、その範囲が極めて多岐に渡り、かつ、総中の当事者その他関係人との利害に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を扱うものについて、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者に法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。			C	I				C	I											1 0 0 1 0 3 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省
0520040	検察官に対する告訴状・告発状作成業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第2項第4号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、検察庁に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているが、司法警察員に対する告訴状・告発状と内容が同一であって検察官に対する告訴状・告発状作成業務は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、国民は不便である。 行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているので、検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行う適格性を有している。	C	I	検察庁へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	司法警察員に対するものも検察官に対するものも質的には同一のものである。	C	I	告訴又は告発（以下「告訴等」という。）は、検察官又は司法警察員にすることとされているが、告訴等を受けた司法警察員は速やかに書類及び証拠物を検察官に送付しなければならないのに対し、検察官は自ら公訴を提起し、又はこれを提起しないことができるのであり（刑事訴訟法第241条、第242条、第247条及び第248条）、両者には差があるものと考える。			C	I			1 0 0 1 0 4 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省
0520050	家事審判法の甲類審判事項申立書作成業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第4号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、裁判所に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は「遺産分割協議書・遺言案」など裁判義務に関する書類の作成業務を行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い。ところが、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士・弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。 甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁護士法第72条の規制は及ばない。申立書は家庭裁判所に備え付けの定型的なもので、記載例を見ながら誰でも容易に記載・作成できるものである。司法書士等の独占業務とする必要はない。 最初に相談を受け、各種手続に関与し、最も実体を把握している行政書士が甲類審判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。 日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所に関する代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に民法（親族・相続編）、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行政書士の法律知識や専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申立書作成業務を行う適格性を有している。	C	I	裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。			C	I				C	I											1 0 0 1 0 5 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省
0520060	商標出願登録手続の行政書士への開放	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。 商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国にわ千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。 行政書士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標（地域ブランド）制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところであり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。 商標登録願はA4サイズ1枚の定型的なもので、年間約5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。	C	I	商標登録出願手続は、商標権の発生に直接関わる手続であるから、弁護士法72条にいう法律事件に関する法律事務に該当する。弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人との利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。弁護士法の例外として、弁護士のほか、弁理士に商標登録出願手続の代理を認めているのは、弁理士には知的財産権に関する専門的知識・能力や倫理の担保を図るための義務の措置が講じられているからであって、このような能力の担保なく、弁理士又は弁護士以外の者に同手続の代理を認めることは、依頼者・関係者の利益を害するおそれがあり、相当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	商標登録出願手続は弁護士法第72条にいう法律事件には該当しない。この法律事件とは紛争性があるものに限定されている。商標登録出願手続には紛争性はない。	C	I	弁護士法第72条にいう「法律事件」とは、事柄の性質上その処理に相当の法的知識が必要とされる事件をいい、一般には、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、その争いや疑義が具体化又は現在化している条件をいうとされ、これをいわゆる「事件性」又は「紛争性」の要件と呼んでいる。この法律上の権利義務に関する争いや疑義は、私人間で生ずるのみならず、国民と行政庁との間でも生ずるものである。商標登録出願は形式的な届出とは異なり、商標権という新たな権利の発生を求め、行政庁の実質審査を受ける手続であり、しかも、知的財産権一般に対する専門的法律知識を必要とする手続であるから、法律上の権利に関して定型的に装備が存している案件と解される。したがって、商標登録出願手続は、弁護士法第72条にいう法律事件に関する法律事務に該当すると解される。			C	I											1 0 0 1 0 6 0	行政書士制度研究会	総務省 法務省 経済産業省
0520070	土地家屋調査士会特区	土地家屋調査士法第9条第1項, 第13条第1項, 第47条第1項, 第52条, 第68条, 第73条第1項	土地家屋調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、調査士会連合会に備える名簿の登録を受けなければならず、この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。 調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	当地は、松江地方法務局の管轄区域ですので、そこに島根県土地家屋調査士会を設立しています。 土地家屋調査士会は、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士としてその業務を行う際には、加入が強制されている、いわゆる強制加入の法人ですので、社団法人等のいわゆる公益法人より、その運営はさらに厳格であるべきですが、島根県土地家屋調査士会は、経理業務でもすべて全監事に公開せず、事実上特定の会員を支部長会の構成員であるとの是正もせず、会として取り組み業務報告に関くる境界鑑定講座なるものを、一部の会員の参加がないとのことで、経理報告もせず、ADR認定土地家屋調査士特別研修も、実施主体でもない単なる協力機関に過ぎないものが、勝手に参加資格を決定するという暴挙を行っております。また、そうした一連の行動に異を唱える監事は再任しないとの多数決ですので、別にそのことは気じ方ないことですが、ある意味腐った多数が暴挙を繰り返しているところが、その本質といえます。 各土地家屋調査士が、非公正な国民には嫌われる土地家屋調査士会を選択するかは自由でありますが、土地家屋調査士には選択の自由があってよいと考えます。国民の皆様もどのような会に所属する土地家屋調査士であるかは、その依頼の際の参考となるはずです。 私としては、土地家屋調査士制度の維持発展のためにも、土地家屋調査士会の設立の自由は必要であると考えます。そのことが国民へのサービスの公充に結びつくと考えるところですので、その魁として当地に土地家屋調査士会特区の申請を認めていただきたく、宜しくお願いいたします。	C	I	土地家屋調査士の業務は不動産に係る国民の権利の明確化に密接に関連しており、極めて公共性が高いものである。 そのため、公共的性質を有する調査士が、自律的に品位を保持し、資質の維持・向上を図るために、調査士会が会員の指導及び連絡を行う必要がある。 したがって、一管轄区域に複数の土地家屋調査士会の設立を認めることは適切でない。 なお、一管轄区域に複数の土地家屋調査士会を設立したとろで、国民へのサービスの拡充につながるとは考え難い。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	一管轄区域に複数の土地家屋調査士会の設立を認めることは適切でないとあるが、何の理由も明示されていない。ADR機関を立ち上げて、国民の業界が不明であることに起因する民間調停を推進し、国民の司法参加の利便性に寄与するという、大きな使命がございます。このことについても、現在のところ当地では、至って低調で、やっと形だけ準備をするとのことですが、未来はこうした国民へのサービス関して、いわゆる資格者団体は、積極的に推進する必要があるところですが、多数決の原則では、致し方なきことは明白であります。これに積極的な会が設立されると、国民の司法参加の利便性が益すことは、明らかである。	C	I	土地家屋調査士会（以下「会」という。）の目的は前回の回答のとおりであるが、一管轄区域に複数の会の設立を認めた場合、会の自律機能が弱まり、目的とする会員の品位の保持及び業務の改善進歩が達成困難になるおそれが生じ、かつ、会への連絡に要する費用も手間も増大するなど、結果として制度の趣旨と会致しない状況を生じるおそれがある。 なお、提案主体は、ADR認定のために複数の会を設立するとしているが、同認定を受けることができるのは、関係法令において規定された要件をみたした団体であり、会に限定されてはいないので、複数の会の設置を必要とする根拠にはならないと思われる。	貴省の回答によれば、「一管轄区域に複数の会の設立を認めた場合、会の自律機能が弱まり、目的とする会員の品位の保持及び業務の改善進歩が達成困難になるおそれが生じ、かつ、会への連絡に要する費用も手間も増大するなど、結果として制度の趣旨と会致しない状況を生じるおそれがある。」とあるが、会員の品位の保持及び業務の改善進歩が複数団体を認めることにより達成困難となる理由は何か。また、会への連絡に要する費用とは何か。			C	I	土地家屋調査士会（以下「会」という。）は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としている（土地家屋調査士法第47条第2項）。 ここいう「会員の指導及び連絡に関する事務」には、各種講演・研修、業務の適正な執行についての調査、不適正な業務を行っている会員に対する注意・勧告などが含まれているところ。特定の一管轄区域に複数の会が設立された場合、これら個別の会ごとに現在と同様の活動を行うことは非効率的であり、各地域ごとにこれらの事務に要する費用及び日本土地家屋調査士会連合会における一管轄区域への通信運搬に関する費用（事務量）等は、それぞれ当然増大することとなる。 また、「会員の指導及び連絡に関する事務」には、例えば、品位の保持等に関しては、各法務局長及び地方法務局長が懲戒権を有しつつ、会においても自主的に会員を指導することにより、双方が密接に連絡をとりながら遂行する必要があるものがあるとろ、仮に一管轄区域において、複数の会が存在し、その寿文方や処理の手法が異なった場合には、公平・円滑な運用に支障を来すおそれがある。 したがって、一管轄区域に複数の会を設けることは、適切でないと考える。		1 1 5 5 0 1 0	個人	法務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520081	士業派遣の解禁（過疎地限定） 士業・・・弁護士・外国法事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	弁護士法第23条、第25条、第30条の17	弁護士の業務は依頼者との信頼関係を基に成り立つものであり、弁護士には職務上知り得た秘密を保持する義務が課せられ、利益相反行為が禁じられているなど、様々な制約が課されている。	○○町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けれない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。 過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C	I	弁護士を労働者派遣する場合、派遣弁護士は一方で派遣元との雇用関係を維持しながら、他方で派遣先の指示を受けて法律事務を行い、いわば双方に所属する形となるから、当該派遣弁護士を含め派遣元・派遣先双方で利益相反を広範囲にチェックする必要が生じるところ、そのチェックは事実上不可能であると上、派遣元・派遣先相互に依頼案件を開示するとなれば、守秘義務と抵触することになる。利益相反の回避及び守秘義務の遵守は、依頼者との強い信頼関係を支える重要な原則であり、弁護士制度の根幹に関わるものであるから、これに抵触する労働者派遣を認めることは相当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	そもそも利益相反が生ずる事件については、弁護士は職務を行ってはならず（弁護士法第25条、第30条の17）、退反すれば、懲戒の対象となる。したがって、弁護士が事件を受任する際には、自己及び同じ弁護士事務所所属の全弁護士が現に扱っている事件及び過去に扱った全事件等を調べ、利益相反の有無をチェックしている。コンピュータを用いるなど、具体的なチェック方法は、各弁護士事務所により異なる。前回回答のとおり、労働者派遣の場合に利益相反のチェックを行うとすれば、派遣元と派遣先との間で、それぞれの全事件をチェックする必要があるが、仮にそのチェックが可能であるとしても、次に、その結果等の情報を相手方事務所に開示することになり、守秘義務違反という別の問題が生ずることから、いずれにしても、労働者派遣を認めることは相当ではない。 業務委託の最算が必ずしも明らかでないが、弁護士が他の弁護士と共同で事件を受任したり、弁護士が他の弁護士事務所に出向することは可能である。日本弁護士連合会においても、公設弁護士事務所の開設も含め、過疎地域における司法サービスの充実に積極的に取り組んでいるものと承知している。	提案主体は過疎地対策としての対応を求めており。法務省として司法過疎対策についてどのような取組をされているのか明らかにされたい。	C	I	いわゆる弁護士過疎の問題については、日本弁護士連合会、各弁護士会において真摯な取組みをされているものと承知している。日本司法支援センター（愛称法テラス）は、総合法律支援構想（司法を国民により身近なものにするため、民事、刑事を問わず、全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような総合的な支援の実施と体制整備を行おうとするもの）に基づき、その中核を担うものとして平成18年4月に設置されたが、同センターでは、既存の相談窓口や弁護士会、裁判外紛争解決機関等と連携・協力しつつ、地方裁判所支部管轄単位で弁護士がかけしかいないいわゆる「ゼロワン」地域といわれる司法過疎地域に地域事務所を設置し、法テラスに勤務する「常勤弁護士」が常駐し、寿促での法律サービスを全般、法律サービス全般の提供を行って、法律家の不在により解決することが困難であった法的トラブルに対処しており、主務省として、その推進に全力を挙げて取り組んでいるところである。		1055070	（株）パシナシャドーキャピネット	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
0520082	士業派遣の解禁（過疎地限定） 士業・・・弁護士・外国法事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	司法書士法第73条第1項、土地家屋調査士法第68条第1項	司法書士又は土地家屋調査士の業務については、労働者派遣の対象とはならない。	○○町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けれない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。 過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C	I	司法書士又は土地家屋調査士（以下「司法書士等」という。）についての労働者派遣事業を認めた場合には、派遣される司法書士等は、司法書士等でない派遣先事業者の指揮命令を受けて業務を行うこともあり、司法書士等の公共的な性格から司法書士等個人又は司法書士法人若しくは土地家屋調査士法人に課せられている依頼に応ずる義務（司法書士法第21条、土地家屋調査士法第22条）、秘密保持の義務（司法書士法第24条）、帳簿等の保存義務（土地家屋調査士法第21条）等が遵守されなくなるおそれがある。	構造改革特区に関する有識者会議での検討や有識者会議意見（「規制所管省庁において今後検討を進めることされた規制改革事項について」（平成18年6月11日））を踏まえ、今後、どのように対応をしていくのか、可能な限り、具体的に回答されたい。	C	I	今回御提案の過疎地における司法書士の派遣については、構造改革特区に関する有識者会議における意見等を踏まえつつ、過疎地の住民が士業のサービスを十分に受けられるようにするための観点から、日本司法書士会連合会と連携や必要な検討等を進めてまいりたい。	C	I				1055070	（株）パシナシャドーキャピネット	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
0520090	市税を徴収、収納できる業務の緩和	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方公共団体以外の公的団体に公権力の行使に当たる「監督」、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「捜索」、「差押え」などを除いた公権力の行使に当たらない徴収及び収納事務を市税務部徴税吏員を監督者とする（財）深谷市施設管理公社に代行させることを可能とする。	深谷市では、財政状況の厳しい下、自主財源の大黒柱である市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の18年度決算（見込み）の現年未済額は7億円強、過年未済額は26億円強、不納欠損額は3億円弱、合計36億円強が収納できていない。また、このほかに、国民健康保険特別会計には、一般会計から16億円強を繰り出している。現行法では、税の収納事務を民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていないため、地方自治体の自主財源の大黒柱である税収の徴収に寄与しているとはいえないのが実情である。以上のことから、滞納市税の徴収について、深谷市が出資した公的団体である（財団法人）深谷市施設管理公社に委託できるようにする。公社に滞納市税を発生させないための納付促進事務、滞納市税を徴収する事務を公社に委託して成果を挙げれば、自主財源の確保、税の公平性、市政の平等性を向上させるだけでなく、当該税収を他の行政サービスに充当することができ、市民福祉の向上、さらには、地域経済の活性化に寄与することができる。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。また、税の収納事務を民間に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	C	I	今回の回答は、法律上の規定を記載したのみであり、対応が不可能であるという明確な理由が明示されていない。 平成19年3月30日付け厚生労働省からの事務連絡（別添）による、介護サービスを受けた市民が サービスの対価として支払う負担金を利用料金として指定管理者が行うことができる旨の記載があり、今回の回答と矛盾が生じるため、その違いを明確にされたい。また、介護施設等の管理を指定管理者に委任された場合は、公金を取り扱うことができる職員を置かなければならないということか、意見を求める。	D	—	地方公共団体が適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとされているところ、弁護士法第72条は、無資格者が「他人の」債権回収を業とすることを禁止した規定であり、自己が提供したサービスの対価を自分で請求し回収できることは当然であるから、指定管理者が利用料金を徴収することに問題はない。したがって、当初ご提案のように、弁護士でない他人が他人の延滞債権（利用料金）を回収することを業とすることは弁護士法第72条に違反するが、再検討要請にあるように、指定管理者自身がその管理運営する施設の利用料金を徴収することのみは、現行法で対応可能である。 なお、厚労省発出に係る事務連絡の記載及び後段のご質問については、法務省の所管外であるので、当方では回答いたかねる。				1001060110	大阪府大東市	総務省 法務省 厚生労働省
0520100	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金（分担金）を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。	現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金（分担金）を徴収法ては収納している。 今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法（保険料の徴収・収納については規定があるため可能）同法第144条の2）、）および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金（分担金）を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。 そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金（分担金）を市職員が徴収法ては収納しなければならないため、公の施設の運営において職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。 したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料（負担金（分担金））徴収のように、私人に負担金（分担金）を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。また、税の収納事務を民間に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	D	—	今回の回答は、法律上の規定を記載したのみであり、対応が不可能であるという明確な理由が明示されていない。 平成19年3月30日付け厚生労働省からの事務連絡（別添）による、介護サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金を利用料金として指定管理者が行うことができる旨の記載があり、今回の回答と矛盾が生じるため、その違いを明確にされたい。また、介護施設等の管理を指定管理者に委任された場合は、公金を取り扱うことができる職員を置かなければならないということか、意見を求める。				1001060110	大阪府大東市	総務省 法務省 厚生労働省
0520110	地方税の徴収事務民間委託特区	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方公共団体の歳入の徴収又は収納の委託については、地方自治法施行令第158条第1項により、その徴収又は収納の委託の範囲が定められている。地方税については、この規定から除外され、地方自治法施行令第158条の二により収納の委託のみ可能となる規定となっている。このことから、地方税も他の歳入と同じ徴収委託が可能となるよう、地方税法第1条第1項第3号に委任を受けた者を加え、地方税法第20条の四に私人への徴収事務の委託を可能とする条項の追加、並びに地方自治法施行令第158条の二に徴収を追加	本市では、平成19年1月25日財政再建スター宣言を行い、官民一体となり、財政再建を達成すべく各種施策を展開しているところである。財政再建を進める中で、大きなウエートを占めるのが、人件費の削減である。このことから、業務の民間委託には大きな効果が見込めることから、積極的に各種業務委託を進めているところである。 本提案は、その中のひとつであり、市税の徴収業務を民間委託することにより、人件費の削減を図り、併せて、県下でも下位に位置する収納率の向上を図るため、市職員は、財産調査と滞納処分のみに従事することにより、効果的な行政運営を行おうとするものである。 また、本市の基幹産業は観光産業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも結びついている状況ではなく、人口の減少も底止めがかからないのが実情である。 このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増を図り、市内経済の活性化を図るものである。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。また、税の収納事務を民間に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。また、税の収納事務を民間に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがあるからである。				1020010110	熱海市	総務省 法務省
0520120	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条（質問検査権）、第329条（督促）、第331条（差押、交付要求、参加差押）、第333条・国税徴収法141条（滞納処分に関する質問検査権）について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 ②督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴収実員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる、滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 ③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法141条二四までとし、滞納者本人への調査及び これに伴う差押は授権しないなお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く）。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増加し、また近年は時効欠損金浸然と放置したして首長が放置する徴料事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押にふらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限まで授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分ふうとも行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない（その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する）。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能ならばである。 罰則付調査権を授権に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人（熱海）同意のもと、官公庁・金融機関などに対しての調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームのご大を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2.600億円削減され、徴収額が1兆1.600億円増加する。	C	I	弁護士法第72条は無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。また、税の収納事務を民間に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①弁護士法第72条の例外を許容するには、その必要性が認められるだけでなく、当事者の利益を損ないおそれや法律秩序を害するおそれといった弊害を防止するための厳格な担保措置が講じられることが必要であり、これは、当該法律事務の性質、内容、これらから寝える「事件性」又は「紛争性」の度合いに応じて個別具体的に判断されるべきものである。 ②仮税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条（質問検査権）、第329条（督促）、第331条（差押、交付要求、参加差押）、第333条・国税徴収法141条（滞納処分に関する質問検査権）について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 ②督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴収実員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる、滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 ③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法141条二四までとし、滞納者本人への調査及び これに伴う差押は授権しないなお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く）。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。		C	I	① 弁護士法第72条ただし書によれば、「他の法律に別段の定めがある場合」には例外が認められる。いわゆる公共サービス改革法及び債権管理回収業に関する特別措置法の各関係規定は、この「他の法律に別段の定めがある場合」に該当する。 ② 弁護士法第72条にいう法律事件は、一般には、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、その争いや疑義が具体化又は顕在化している実件をいうとされ、これをいわゆる「事件性」又は「紛争性」の要件と呼ぶ。延滞債権の回収業件でいえば、債権の存在や内容、債権額等に争いや疑義がある場合又は支払を遅延し回収が困難になっている場合に、「事件性」又は「紛争性」が認められる。地方税を滞納しているケースでは、類型的にこのような問題が含まれる事例が多く、一般には争いの度合いも大きいと考えられる。ご指摘のような債務者以外の第三者に対する調査の際に、調査先と債権者との間で現実にトラブルが発生するかどうかという問題は、上記の「事件性」又は「紛争性」の要件とは全く関係がない。また、債務者が同意すれば無資格者による他人の債権回収を認めてもよいとすることは、債務者に不測の不利益が及ぶおそれがあるほか、ひいては法律秩序が害されるおそれがあるので、適当ではない。	貴省の回答によれば、「弁護士法第72条ただし書によれば、「他の法律に別段の定めがある場合」には例外が認められる」とあるが、どのような点が整理されれば例外として許容されるのかお示し頂きたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。			入札参加資格を法の最終な統制に服するサービサーに限定し、さらにみなし公務員規定（贈収賄、職権濫用等）を定め、公共サービス改革法第33条と同等の措置を講じることなどにより公正中立な徴収は可能なはずである。なおこれは、公共サービス改革法第33条により国民年金保険料徴収に従事する公共サービス実施民間事業者と比較しても、資格要件をサービサーに限定するという点で同等以上の制度であるから、同法に基づけばいかなる滞納債権回収も民間開放できるなどと解することはできず、あくまで、その個々の債権の性質や「事件性」又は「紛争性」の度合いなどを考慮して、その適否を決することとなる。そして、繰り返し回答しているとおり、滞納地方税の請求や納付受浄を民間開放することは、その「事件性」又は「紛争性」の度合いが類型的に大きいことに照らし、相当ではない。	C	I	①弁護士法第72条の例外を許容するには、その必要性が認められるだけでなく、当事者の利益を損ないおそれや法律秩序を害するおそれといった弊害を防止するための厳格な担保措置が講じられることが必要であり、これは、当該法律事務の性質、内容、これらから寝える「事件性」又は「紛争性」の度合いに応じて個別具体的に判断されるべきものである。 ②公共サービス改革法に基づき徴収業務を委託する民間事業者については、その中立公正さが担保される規定が講じられていることは事実であるが、その民間業者を弁護士と全く同等と評価することはできないのであるから、同法に基づけばいかなる滞納債権回収も民間開放できるなどと解することはできず、あくまで、その個々の債権の性質や「事件性」又は「紛争性」の度合いなどを考慮して、その適否を決することとなる。そして、繰り返し回答しているとおり、滞納地方税の請求や納付受浄を民間開放することは、その「事件性」又は「紛争性」の度合いが類型的に大きいことに照らし、相当ではない。	個人	1051020		総務省 法務省
0520120	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条（質問検査権）、第329条（督促）、第331条（差押、交付要求、参加差押）、第333条・国税徴収法141条（滞納処分に関する質問検査権）について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 ②督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴収実員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる、滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 ③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法141条二四までとし、滞納者本人への調査及び これに伴う差押は授権しないなお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く）。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増加し、また近年は時効欠損金浸然と放置したして首長が放置する徴料事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押にふらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限まで授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分ふうとも行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない（その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する）。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能ならばである。 罰則付調査権を授権に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人（熱海）同意のもと、官公庁・金融機関などに対しての調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームのご大を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2.600億円削減され、徴収額が1兆1.600億円増加する。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。また、税の収納事務を民間に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①弁護士法第72条の例外を許容するには、その必要性が認められるだけでなく、当事者の利益を損ないおそれや法律秩序を害するおそれといった弊害を防止するための厳格な担保措置が講じられることが必要であり、これは、当該法律事務の性質、内容、これらから寝える「事件性」又は「紛争性」の度合いに応じて個別具体的に判断されるべきものである。 ②そもそも相手方が同意すれば特定の法律事務を許容するという法制度自体が、相手方に不測の不利益を及ぼし、国民を混乱させ、法律秩序を害するおそれがあり、およそ適当でないところ。地方税の滞納事例は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、「事件性」又は「紛争性」の程度が類型的に大きいと考えられるのであり、これは、督促状発送達時における債務者の同意の有無によって異なるものでない。地方税の徴収業務は、民法・行政法を始めとする基本法の知識はもとより、他税との関係、私権権の優劣などを理法令に基づく専門的知識をも含む十分な法律知識や専門的能力が必要とされるだけでなく、公権力の行使に関する事務として中立公正で公平な処理が求められるものであるから、高い倫理規範も必要とされる。このような地方税徴収業務の性質、内容に照らすと、上記のような知識・能力や倫理を担保する厳格な措置が講じられる必要がある。このような制度的担保ならば民間業者に委任することは、誤った情報に基づき支払交渉等を行い、債務者も脅解した挙末、その後の手続が続行するなど、債務者に不測の不利益が及ぶおそれがあり、ひいては徴税制度に対する信頼を損ない法律秩序が害されるおそれがある。ご指摘の措置は、このような弊害防止のための担保措置として十分でない、なお、現行法のもとでも、滞納者に対する納付受浄の請求や自主的納付の呼びかけ等、いわゆる請求に至らない行為や郵便物の発送事務を民間委託することのほか、民間業者が官公庁に出向して滞納処分に関する事務を行うことなど、民間業者のノウハウを活用し、機動的かつ柔軟な種々の対応をすることも可能である。		3000302 00	市場化テスト推進協議会	総務省 法務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520120	徴税業務における各プロセスの民間開放【新規】	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「捜索」、「差押」についても、一定の履務規律を課した上で民間委託を実施できるように すべきである。 特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。	地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人件費を抑制しつつ滞納処分を進めるために、徴税業務の民間委託が必要だとの意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。 総務省は「督促」、「質問及び検査」、「捜索」、「差押」は「公権力の行使であるため」民間委託することができないとの意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過怠金を滞納した事業参加者に督促状を発して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行うとされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促」「質問及び検査」「差押」を担えるようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴税率の向上という成果を得ることが可能になる。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間事業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間事業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	① 地方税の徴収業務のうち、滞納者に対する自主的納付の呼びかけ等、いわゆる請求に至らないものであれば、弁護士法第72条には違反せず、現行法でも民間委託が可能であり、現に行われている。 ② 弁護士法上の関係ではいえば、弁護士資格を有しない者に弁護士業務を行わせるわけであるから、その例外は弁護士と同程度の法律的知識・能力・倫理を備えた者に限られるべきである。しかも、実質論だけで例外を許容することは、資格制度を否定することになるから、例外には厳格な制度的担保が必要である。また、倫理規範が高いだけでは十分でなく、民法・行政法を始めとする基本法の知識はもとより、他税との関係、私債権との優劣などを理法中に基づく専門的知識をも含む十分な法律的知識を備えていなければ、誤った理解に基づき支払超過や徴収を行ってしまい、納税者だけでなく、地方公共団体や国の利益を害することにもなる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	他人の延滞債権を回収する行為が弁護士法第72条に違反することは、多くの判例で認められており、学説上も異論はない。地方税も債権であるから、延滞地方税の回収を民間業者が行うことは他人の延滞債権の回収を行うものであり、したがって、弁護士法第72条に違反することになる。弁護士法第72条も例外を全く認めないものではないが、現に回答しているとおり、滞納地方税の回収は、地方税徴収が高度に中立公正、公平な処理を求められている上に、「事件性」又は「紛争性」の度合いが類型的に大きいことに照らし、弁護士法第72条の例外として滞納地方税の回収を民間開放することは適当ではないと考えられる。		3000440100	（社）日本経済団体連合会	総務省 法務省
0520120	地方税の納付勧奨業務の民間委託	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方税における滞納処分権限のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者に委託可能とされたい。	自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のための収納率の向上が求められている。 一方、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能とされれば、徴税吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上、経費の削減も期待できる。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間事業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間事業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		C	I					3006020	東京都足立区	総務省 法務省
0520130	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号）第197条第1項 商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則（昭和39年3月11日法務省令第23号）第29条、第30条第3項、地方財政法第12条	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。 また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	現在、法務省において登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準の策定がなされているが、仮に当該請求機の設置の基準に満たさない地域であっても、地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。 また、発行請求機による交付については、地方公共団体の職員が出来るようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	F	I	法務省においては、証明書発行請求機の設置基準について、現在全国5箇所で試行中の利用状況の把握・検証をもとに、これを本年中に策定・公表することを予定しており、その結果を踏まえて、関係省庁と協議しつつ、検討するものとする。	貴省の回答によれば、「証明書発行請求機の設置基準を策定していることからすでに検討できない」とのことであるが、第8次提案の際の貴省の回答（相当数の利用が見込まれる必要がある）にあるとおり、証明書発行請求機が設置されない地域があることは現段階であっても明らかである。 したがって、設置基準の設定を待つことなく、証明書発行請求機が設置されない地域において、地方公共団体が自ら一定の費用負担をする場合には、発行請求機を設置することについて、早急に、関係省庁と協議して、回答されたい。 また、公共サービス改革法により、乙号事務の包括的民間委託の整合性も見据えながら検討するとあるが、これについても公共サービス改革法により、引渡等を民間委託できるように措置したことより可能になったとから、同様に公共サービス改革法と同様、必要な法的整備を行えば、地方公共団体に委託するように措置することは、可能であると考えられるので、再度検討し、回答されたい。 地域住民に対する行政サービスを確保するために、真摯に検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	第8次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると言われていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。	C	I	証明書発行請求機の設置基準については、第8次提案に対する回答のとおり、本年中の策定・公表を予定しているが、可能な限り早急に対応したい。 また、地方公共団体の費用負担による証明書発行請求機の設置の可否については、その前提となる地方財政法第12条に関し、総務省において対応不可とのことであるので、提案内容を実現することは困難である。	現在、設置基準を策定中である証明書発行請求機が提案主体の自治体に設置される可能性について、回答されたい。 また、貴省の回答では、「地方公共団体の費用負担による証明書発行請求機の設置の可否については、その前提となる地方財政法第12条に関し、総務省において対応不可とのことであるので、提案内容を実現することは困難である。」とあるが、本提案が貴省による法務局の統廃合に端を発している事実を真摯に受け止め、行政サービスの低下に対する改善策を検討し、回答されたい。 併せて、右記提案者の意見につき、検討し、回答されたい。	証明書の交付事務は、総務省の回答のとおり国の事務であり、これらの経費についても国が負担すべきであることは本来であります。そのことを願っています。法務省は負担の問題について、総務省の対応の回答をその まま述べるのではなく、法務省自身の問題として考えるべきものであります。よって、法務省において、法務局を廃止した地域住民の不便を解消するために、法務省が責任を持って証明書発行請求機等を設置するなどの、解消策を示していただきたい。	C	I	現在、証明書発行請求機の設置基準を策定中であるため、提案主体の自治体に同機が設置される可能性について、申し上げることは困難である。 また、法務省としては、登記所統廃合による当該地域における行政サービスの低下を最小限に止めるため、地域の意向を踏まえつつこれまでも郵便局に設置したFAX を利用した登記事項証明書の交付請求、定期的な登記相談所の開設を実施しており、また、オンライン登記情報提供制度の導入、オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の導入、郵送による登記申請行為を認める法改正等、様々な措置を講じてきているところである。 提案者に対しては、特に、郵便局に設置したFAX を利用した登記事項証明書の交付請求及び、定期的な登記相談所の開設を提案したい。	登記事項等証明書発行特区	1030010	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町	総務省 法務省
0520140	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号）第197条第1項 商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則（昭和39年3月11日法務省令第23号）第29条、第30条第3項、地方財政法第12条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第2条6項1号	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。 また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求機は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を受託できるようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	F	I	法務省においては、証明書発行請求機の設置基準について、現在全国5箇所で試行中の利用状況の把握・検証をもとに、これを本年中に策定・公表することを予定しており、その結果を踏まえて、関係省庁と協議しつつ、乙号事務の包括的民間委託との整合性も見据えながら検討するものとする。	貴省の回答によれば、「証明書発行請求機の設置基準を策定していることからすでに検討できない」とのことであるが、例えば設置基準に満たないような地域であったとしても、法務局の統廃合による不便を解消するという点から地方公共団体が多少の費用負担をする旨でも希望する地域に設置できないか、関係省庁と協議して、回答されたい。 また、「乙号事務の包括的民間委託との整合性も見据えながら検討する」とあるが、これについても公共サービス改革法により、引渡等を民間委託できるように措置したことより可能になったとから、同様に公共サービス改革法と同様、必要な法的整備を行えば、地方公共団体に委託するように措置することは、可能であると考えられるので、再度検討し、回答されたい。 地域住民に対する行政サービスを確保するために、真摯に検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	第8次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると言われていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。	C	I	証明書発行請求機の設置基準については、第8次提案に対する回答のとおり、本年中の策定・公表を予定しているが、可能な限り早急に対応したい。 また、地方公共団体の費用負担による証明書発行請求機の設置の可否については、その前提となる地方財政法第12条に関し、総務省において対応不可とのことであるので、提案内容を実現することは困難である。	現在、設置基準を策定中である証明書発行請求機が提案主体の自治体に設置される可能性について、回答されたい。 また、貴省の回答では、「地方公共団体の費用負担による証明書発行請求機の設置の可否については、その前提となる地方財政法第12条に関し、総務省において対応不可とのことであるので、提案内容を実現することは困難である。」とあるが、本提案が貴省による法務局の統廃合に端を発している事実を真摯に受け止め、行政サービスの低下に対する改善策を検討し、回答されたい。 併せて、右記提案者の意見につき、検討し、回答されたい。	証明書の交付事務は、総務省の回答のとおり国の事務であり、これらの経費についても国が負担すべきであることは本来であります。そのことを願っています。法務省は負担の問題について、総務省の対応の回答をその まま述べるのではなく、法務省自身の問題として考えるべきものであります。よって、法務省において、法務局を廃止した地域住民の不便を解消するために、法務省が責任を持って証明書発行請求機等を設置するなどの、解消策を示していただきたい。	C	I	現在、証明書発行請求機の設置基準を策定中であるため、提案主体の自治体に同機が設置される可能性について、申し上げることは困難である。 また、法務省としては、登記所統廃合による当該地域における行政サービスの低下を最小限に止めるため、地域の意向を踏まえつつこれまでも郵便局に設置したFAX を利用した登記事項証明書の交付請求、定期的な登記相談所の開設を実施しており、また、オンライン登記情報提供制度の導入、オンラインによる登記事項証明書等の交付請求の導入、郵送による登記申請行為を認める法改正等、様々な措置を講じてきているところである。 提案者に対しては、特に、郵便局に設置したFAX を利用した登記事項証明書の交付請求及び、定期的な登記相談所の開設を提案したい。	登記事項等証明書発行特区	1030020	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町	総務省 法務省 内閣府
0520150	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条ないし3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種公金債権を追加すべきである	いわゆるサービサーは、資本規模要件や弁護士取締役要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規整を受け、また行為規制としても、欠席とよばたり一定の時間以外に訪問したりするなどの厳迫行為が禁じられるなど、自治体としても公金債権の回収委託先として活用しやすい。ところが、サービサーが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において特定金銭債権として個別列挙されている。現時点では、この中に公金債権は含まれておらず、サービサーとしては公金債権の回収の受託に制約を課されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種公金債権を追加し、自治体がサービサーを利用しやすくするべきである。このような規制改革を行うことで、自治体としては、業務の適法性・適正性を確保しつつ、債権回収のノウハウを有するサービサーを活用することが可能となる。	C	I	弁護士法72条は無資格者による業としての他人の債権の取立てを禁止している。公金債権には、公租公課から契約上の債権まで多種多様なものが含まれるところ、公権力の行使に関するものは中立公平な処理が強く求められるほか、公金債権の未収率例はいずれも紛争性の度合いが類型的に大きいと認められるから、いずれの公金債権についてもサービサーの取扱債権に含めることは、弁護士法72条に照らし適当でない。なお、現在国会で審議中（次期国会に継続審議）のサービサー法改正法案（議員提出）においても、公金債権をサービサーの取扱債権に含める旨の改正は含まれていない。	債権回収会社には、常務に従事する取締役の1名以上に弁護士が含まれており、弁護士法72条の特例を設ける主体として妥当であると考えるが、見解如何。	C	I	確かに、取締役弁護士は、会社の内部から回収行為等の適正を監督する立場にあり、サービサーは取締役弁護士による監督や法令上の行為規制等により、一般の民間会社と比べて業務の適正が担保されているとはいえる。しかしながら、サービサーは、株式会社として収益の拡大を図る一民間企業としての側面も有しており、個々の債権回収もサービサーの従業員が行うものであるから、サービサーを弁護士と全く同一に扱うことはできない。そのため、サービサーが取り扱うことができる債権は法律上一定の範囲に限定されており、その範囲を拡大するに当たっては、弁護士法の例外を認める必要性・合理性を厳格に検討する必要がある。しかるに、各種公金債権は、前回回答のとおり、その債権の性質上、中立公平な処理が強く求められる反面、その未収率例は紛争性の度合いが類型的に大きいと認められるものであることから、そのような事件を民間業者に委託することは、それがサービサーであってもなお国民の利益を不当に害するおそれが否定できない。そこで、このような公金債権の性質上、一民間企業の側面を有するサービサーの取扱債権に含めることは、国民の公正かつ公平な利益の確保という観点から、弁護士法第72条の趣旨に照らし妥当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①貴省見解は、サービサーの利用を否定する論拠として、収益の拡大を図る民間企業であることにも言及する。しかし、民事執行に従事する執行官は青天井の予算執行制であるし、差押手当などの成果給的なものを定めている自治体も少なくないとろ、なぜ民間企業だけ「収益の拡大を図るものとして否定的に取り扱うのか、執行官や差押手当の整合性も含めて教示いただきたい。 ②公平中立性については、公共サービス改革法による国民年金保険料収納の措置を講じればすむはずではないか、その当否、及び否の場合の公共サービス改革法における国民年金保険料徴収の公平中立性について教示いただきたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①原回答は、サービサーの利用を否定する論拠としてではなく、弁護士法の例外を認めるに当たり、民間企業である サービサーを法律事務全般を取り扱うことができる弁護士と全く同一に扱うことができない理由として、サービサーが収益拡大を図る一民間企業としての側面も有している旨指摘したものであり、この点に関するご指摘は当たらないと考えている（執行官は国家公務員であるから、民間業者であるサービサーと同列に扱うことはできない、差押手当の詳細については当省では承知していないが、公務員に対して歩合制の手当を支給しているという趣旨のご指摘であれば、いずれにしてもそれは あくまで公務員が職務事務を行っているものであるから、サービサーと同列に論じることはできない。）。 ②弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公平な処理が強く求められることから、これを民間事業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の公正かつ公平な利益の確保という観点から、弁護士法第72条の趣旨に照らし妥当でない。		1015113 0	個人	総務省 法務省
0520150	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条ないし3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種公金債権を追加すべきである	いわゆるサービサーは、資本規模要件や弁護士取締役要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規整を受けており、自治体としても公金債権の回収委託先として活用しやす い。 他方、サービサーが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において、特定金銭債権として個別列挙されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種公金債権を追加し、自治体がサービサーを利用しやすくするべきである。	C	I	弁護士法72条は無資格者による業としての他人の債権の取立てを禁止している。公金債権には、公租公課から契約上の債権まで多種多様なものが含まれるところ、公権力の行使に関するものは中立公平な処理が強く求められるほか、公金債権の未収率例はいずれも紛争性の度合いが類型的に大きいと認められるから、いずれの公金債権についてもサービサーの取扱債権に含めることは、弁護士法72条に照らし適当でない。なお、現在国会で審議中（次期国会に継続審議）のサービサー法改正法案（議員提出）においても、公金債権をサービサーの取扱債権に含める旨の改正は含まれていない。	債権回収会社には、常務に従事する取締役の1名以上に弁護士が含まれており、弁護士法72条の特例を設ける主体として妥当であると考えるが、見解如何。	C	I	確かに、取締役弁護士は、会社の内部から回収行為等の適正を監督する立場にあり、サービサーは取締役弁護士による監督や法令上の行為規制等により、一般の民間会社と比べて業務の適正が担保されているとはいえる。しかしながら、サービサーは、株式会社として収益の拡大を図る一民間企業としての側面も有しており、個々の債権回収もサービサーの従業員が行うものであるから、サービサーを弁護士と全く同一に扱うことはできない。そのため、サービサーが取り扱うことができる債権は法律上一定の範囲に限定されており、その範囲を拡大するに当たっては、弁護士法の例外を認める必要性・合理性を厳格に検討する必要がある。しかるに、各種公金債権は、前回回答のとおり、その債権の性質上、中立公平な処理が強く求められる反面、その未収率例は紛争性の度合いが類型的に大きいと認められるものであることから、そのような事件を民間業者に委託することは、それがサービサーであってもなお国民の利益を不当に害するおそれが否定できない。そこで、このような公金債権の性質上、一民間企業の側面を有するサービサーの取扱債権に含めることは、国民の公正かつ公平な利益の確保という観点から、弁護士法第72条の趣旨に照らし妥当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①公租は法律又は条例に基づき、公課は一定の対価として、それぞれ発生するものであるこれらはその発生の根拠とが様々で明確であることからすれば、租税未収事例では債権発生の根拠に関する紛争が存在する蓋然性が高いと払わないかない気がないものと考えるのが自然であろう。とすれば、債権発生の根拠つまり種利義務に関する紛争が存在する蓋然性が高いとはいえないはずである。特金債権に追加できないほど紛争性が類型的に大きいという根拠はどこにあるのか。 ②自治体やサービサーを選定する場合、その能力・資質を判断して委託するのが当然である が、これでなお国民の利益が不当に害するというのはどのような根拠によるのか。		3003113 0	市場化テスト推進協議会	総務省 法務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520160	中小企業の汚泥土壌対策における問題解決の為の緩和措置「少人数私募債」	会社法第702条 会社法第676条	会社法第702条は、会社は、社債を発行する場合には、原則として、社債管理者を設置しなければならないとするとともに、例外として、①各社債の金額が1億円以上である場合、または②法務省令で定める場合（会社法施行規則第169条において社債の総額を各社債の金額で除した数が50未満である場合と規定している）のどちらかに該当する場合に限り、社債管理者を設置する義務を免れるとしている。 また、同法第676条は、会社が、募集社債の募集を行う際に定めるべき事項を規定している。	①会社法　第702条（社債管理者の設置）②証券取引法第23条、開示省令第14条の15（告知義務）③証券取引法施行令第1条の6（少人数向け勧誘に該当しないための要件）④証券取引法施行令第1条の4（勧誘の相手方が多数である場合）⑤会社法　第676条に基づき、少人数私募債のロ口最低社債額に対し、緩和措置を望むものです。	中小企業者のメッキ工場等、汚染土壌問題を抱える人々にとり、問題解決の可能な当該中間処理施設が可能となることが、高額な工事費が負担となって、汚染土壌の改善・改良が行えないでいる現状からの脱却/ブラウンフィールドからの脱却/とするための一助となるため、以下の①～③に対しての緩和措置を望むものです。①会社法　第702条（社債管理者の設置）は、【社債の金額が1億円以下である場合】は委託不要となっているが、これを、【社債の金額が5億円以下である場合】とすること②証券取引法第23条、開示省令第14条の15（告知義務）において、【発行総額が1億円を超える場合】は文書で告知しなければならない、とは、これを【発行総額が5億円を超える場合】とすること③証券取引法施行令第1条の6（少人数向け勧誘に該当しないための要件）において、【合計が五十名以上となることとする。】となっているが、これを【合計が五十名以上となることとする。但し、発行総額が5億円以下のものについてはこの限りではないものとする。】とすること。証券取引法施行令第1条の4（勧誘の相手方が多数である場合）において、【五十名以上の者を相手方】となっているが、これを【五十名以上の者を相手方（但し、発行総額が5億円以下のものについてはこの限りではないものとする。）】とすること⑤会社法　第676条に基づき、少人数私募債のロ口最低社債額は、【社債総額を社債の最低額で割った数が49以下】となっていますが、【社債総額を社債の最低額で割った数が49以下である。社債総額5億円以下の場合はこの限りでない。】とすること。	E	－	当該要望のうち、①については、会社法第702条の規律の内容を誤解したことに基づくものである。同法第702条は、各社債の金額が1億円以上の場合には社債管理者の設置義務を除外しているところ、当該要望の①は、会社法の当該規律が1億円以下の場合に限って社債管理者の設置義務を除外していることの誤解に基づくものである。 また、当該要望のうち、③については、同法第676条の規律の内容を誤解したことに基づくものである。同法第676条は、会社が、募集社債の募集を行う際に定めるべき事項を規定しているに過ぎず、「少人数私募債のロ口最低社債額」とは無関係の規律である。		E	－								土のクリーニング工場特区	1137030	株式会社プツカン	金融庁 法務省
0520170	戸籍法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	戸籍法第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条	公共サービス改革法第34条により、戸籍謄本等の交付請求の受付及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能	戸籍法関係事務の民間委託可能領域を拡大するため、戸籍法1条に次を追加すべきである。 「市町村長は、その職務の全部または一部を適切と認める民間事業者に委託して行わせることができる」	戸籍法関係業務については、類似の特区・市場化テスト提案において民間開放になじまないとして否定的な回答が示されたところである。しかし、この提案には以下のような疑問がある。そもそも、戸籍業務は原則として公務員が行うべきであるという論理からは、仮に民間に戸籍業務を行わせるとしても、それは緊急時などやむを得ない場合に例外的に行わせるという原則にとどまるべきであるが、戸籍関係業務を民間に補助する行政サービスの一例では、そのような整理となっていない。たとえば、郵政官署法や公共サービス改革法を待つまでもなく、ほかならぬ戸籍法自体が第55条及び第93条において民間人たる船長に戸籍業務の補助を行わせている。この規定においては、同法1条2項と比較すれば明らかな通り、航海日誌を備えているから否かで民間に業務を委ねるか否かを分けており、緊急時などやむを得ない場合に補助させているのではない。こうした点からすれば、戸籍関連業務は原則公務員が行うべきであるということはめずしも論理必然ではない。戸籍関連業務を誰に行わせるかという点は、利便性や合理性、その他諸般の事情を考慮した立法政策上の問題に過ぎないはずである。自治体からは、戸籍関係業務への民間活用による改善を認めるとする多くの要望が提出されている。自治体の声を正面から受け止め、民間委託領域の拡大を積極的に検討すべきである。	C	I	戸籍法第15条により、戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれをするとされているが、これは、当該事項について最も密接な関係にある者からの届出・報告等によって戸籍の記載をするのが、最も真実に合致し、戸籍の公証力と信頼性が確保されると考えられるからである。したがって、航海日誌を備える船舶の航海中に出生又は死亡があった場合の手続を定めた戸籍法第55条及び第93条は、出生又は死亡の事実を戸籍に記載するための方法を定めた規定であり、船長に、戸籍事務の一部を管掌させる趣旨の規定ではなく、戸籍法が、戸籍事務を民間人が管掌することを予定している根拠規定となるものではない。なお、公共サービス改革法第34条は、民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について特例を設けたものであるが、戸籍情報には、極めてプライバシー性の高い情報が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、戸籍謄本等の交付請求についての受付及び引渡し以外に対象業務の範囲を拡大することは困難である。	①戸籍法第55条は戸籍記載方法に関する規定というが、民間への戸籍記載委託も方法を定めるだけであり、妥当性が問題である。 ②船長は、航海日誌がある場合には最も密接な関係者となり、日誌がない場合そうではなくなるのか。貴省立論には疑問点が多い。 ③船長は守秘義務を課されない。しかし戸籍法第55条は、船長に綱出・非綱出の別や父母の職業、同居開始年月などプライバシー性の高い情報を聴取し、航海日誌に記載させる。貴省解釈と同条の整合性、守秘義務を負わない船長が実質的作業を認められるのに民間事業者は守秘義務を課してもなぜ公定力が認められないのか。 ④戸籍法に基づき、市町村長によって戸籍の記載をするのがもっとも適切であると考えられたことによる。 ⑤　①のとおり、もとより船長は市町村長の業務の補助を行っているものではなく、その意味で守秘義務の有無が問題となることはない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①　提案主体は、戸籍法55条及び93条が民間人たる船長に戸籍業務の補助をさせているとするが誤解である。これらの規定は、出生または死亡の届出義務者に代わるものとして、航海日誌がある場合の船長に届出主体として の役割を認められるものであって、戸籍事務を管掌する市町村長の業務の補助を船長に行わせているものではない。 ②　航海日誌を備えるべき船舶には、基本的に長期間にわたり外洋を航行する船舶である。これらの船舶においては、長期間他から隔離されることから、船舶の長である船長に司法警察職員の権限を含む重要かつ広汎な権限が付与されている。一方、航海日誌は法令により様式や記載事項が定められ、日常的、継続的に記載され、虚偽記載に対しても罰則が設けられるなど、類型的に高い信頼性を有する書類である。とあるが、これは法令により様式や記載事項が定められ、罰則を設け、さらに委託先にみなし公務員のような権限を付与すれば民間委託も可能ではないかと考えられるが、見解如何。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	貴省の回答には「船長に司法警察職員の権限を含む重要かつ広汎な権限が付与されている。一方、航海日誌は法令により様式や記載事項が定められ、日常的、継続的に記載され、虚偽記載に対しても罰則が設けられるなど、類型的に高い信頼性を有する書類である。とあるが、これは法令により様式や記載事項が定められ、罰則を設け、さらに委託先にみなし公務員のような権限を付与すれば民間委託も可能ではないかと考えられるが、見解如何。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	貴省回答によれば、航海日誌は法令により様式・記載事項が定められ、虚偽記載への罰則があることなどから、本人ではなく、守秘義務を負わない船長が記載するものであっても記載自体に類型的に高い信頼性を有し高い証拠能力が認められるというが、戸籍やその謄抄本は余ねにより様式・記載事項が定められ、また公文書偽造の客体となるところである。航海日誌の陸法でいけば、戸籍・その謄抄本は、役に民間事業者が記載作成した場合であっても類型的に高い信頼性を有する事になり公証力の点で何ら問題ないはずであるが、貴省見解をご教示いただきたい。なお付言すれば、個人情報の保護については守秘義務を定めれば済む。	C	I	①　航海日誌の謄本が作成される場合であっても、これを受理し、戸籍に記載するのは、戸籍事務管掌者である市町村長であることに変わりはなく、戸籍法第55条及び第93条は、戸籍事務の管掌に関する規定ではないことは明らかであるから、戸籍事務の民間委託の根拠にはなり得ない。②　戸籍の記載は届出に基づいてされるのが原則であるが、届出義務者からの届出が期待できない場合については、届出以外の方法によって戸籍の記載をすることされている（戸籍法第15条）。 戸籍法は、外国に駐在する大使、公使、領事にその国に在る日本人からの届出を受理し（戸籍法第40条）、これを本籍地に送付する職責を付与しているが、届出等の法令上の義務を付与しているが、届出等の法令上の義務を負わない船長が、航海日誌に記載した戸籍謄本の送付の場合の「送付」の意は、大使等が届書を受理後、本籍地の市町村長に「行う」送付」の意と異なることは、戸籍法第55条第3項の規定からも明らかである。 また、戸籍法第57条の棄完発見の場合の事務処理は、あくまで例外的な措置であり、戸籍法第15条の戸籍記載の原則規定に該当しないことから、調書に基づき戸籍の記載をするには、調査を届書とみなす旨の規定を設ける必要があるが、航海日誌の謄本については、戸籍法第15条の戸籍記載の一事由として規定されているものであるから、届書とみなす規定を設ける必要はない。		105116 0	個人	法務省
0520170	戸籍法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	戸籍法第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条	公共サービス改革法第34条により、戸籍謄本等の交付請求の受付及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能	戸籍法関係事務の民間委託可能領域を拡大するため、戸籍法1条に次を追加すべきである。 「市町村長は、その職務の全部または一部を適切と認める民間事業者に委託して行わせることができる」	戸籍法関係業務については、類似の特区・市場化テスト提案において民間開放になじまないとして否定的な回答が示されたところである。 しかし、郵政官署法や公共サービス改革法を待つまでもなく、ほかならぬ戸籍法自体が第55条及び第93条において民間人たる船長に戸籍業務の補助を行わせているところであり、戸籍業務を民間に行わせることができないというお説は疑問ある。 しかもこの規定は、同法51条第2項と比較すれば明らかであるが、航海日誌を備えているか否かで民間に業務を委ねるか否かを分けており、やむを得ない場合に戸籍業務を補助させているのではない。これは戸籍業務を民間に委ねることの可否は立法政策上の問題であることの証左である。 自治体のニーズを正面から受け止め、民間開放を積極的に検討すべきである。	C	I	戸籍法第15条により、戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれをするとされているが、これは、当該事項について最も密接な関係にある者からの届出・報告等によって戸籍の記載をするのが、最も真実に合致し、戸籍の公証力と信頼性が確保されると考えられるからである。したがって、航海日誌を備える船舶の航海中に出生又は死亡があった場合の手続を定めた戸籍法第55条及び第93条は、出生又は死亡の事実を戸籍に記載するための方法を定めた規定であり、船長に、戸籍事務の一部を管掌させる趣旨の規定ではなく、戸籍法が、戸籍事務を民間人が管掌することを予定している根拠規定となるものではない。なお、公共サービス改革法第34条は、民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について特例を設けたものであるが、戸籍情報には、極めてプライバシー性の高い情報が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、戸籍謄本等の交付請求についての受付及び引渡し以外に対象業務の範囲を拡大することは困難である。第三者請求の場合は、本人確認以外に、請求事由の審査を要するため、受付のみを切り離すことは困難である。ただし、市町村の職員が戸籍事務についての審査及びそれに基づく決定に関する判断業務を行うことを前提として、市町村の庁舎内において、市町村の職員が業務全体について適切に管理できる状況下で、派遣職員等が、事実行為に係る補助業務を行うことは、戸籍法上、否定されているものではないと考えられる。	①戸籍法第55条は戸籍記載方法に関する規定というが、民間への戸籍記載委託も方法を定めるだけであり、妥当性が問題である。 ②船長は、航海日誌がある場合には最も密接な関係者となり、日誌がない場合そうではなくなるのか。貴省立論には疑問点が多い。 ③船長は守秘義務を課されない。しかし戸籍法55条は、船長に綱出・非綱出の別や父母の職業、同居開始年月などプライバシー性の高い情報を聴取し、航海日誌に記載させる。貴省解釈と同条の整合性、守秘義務を負わない船長が実質的作業を認められるのに民間事業者は守秘義務を課してもなぜ公定力が認められないのか。 ④船長は守秘義務を課されない。しかし戸籍法55条は、船長に綱出・非綱出の別や父母の職業、同居開始年月などプライバシー性の高い情報を聴取し、航海日誌に記載させる。貴省解釈と同条の整合性、守秘義務を負わない船長が実質的作業を認められるのに民間事業者は守秘義務を課してもなぜ公定力が認められないのか。 ⑤船長は守秘義務を課されない。しかし戸籍法55条は、船長に綱出・非綱出の別や父母の職業、同居開始年月などプライバシー性の高い情報を聴取し、航海日誌に記載させる。貴省解釈と同条の整合性、以上二点を教示されたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	I	①　提案主体は、戸籍法55条及び93条が民間人たる船長に戸籍業務の補助をさせているとするが誤解である。これらの規定は、出生または死亡の届出義務者に代わるものとして、航海日誌がある場合の船長に届出主体として の役割を認められるものであって、戸籍事務を管掌する市町村長の業務の補助を船長に行わせているものではない。 ②　航海日誌を備えるべき船舶には、基本的に長期間にわたり外洋を航行する船舶である。これらの船舶においては、長期間他から隔離されることから、船舶の長である船長に司法警察職員の権限を含む重要かつ広汎な権限が付与されている。一方、航海日誌は法令により様式や記載事項が定められ、日常的、継続的に記載され、虚偽記載に対しても罰則が設けられるなど、類型的に高い信頼性を有する書類である。とあるが、これは法令により様式や記載事項が定められ、罰則を設け、さらに委託先にみなし公務員のような権限を付与すれば民間委託も可能ではないかと考えられるが、見解如何。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	貴省の回答には「船長に司法警察職員の権限を含む重要かつ広汎な権限が付与されている。一方、航海日誌は法令により様式や記載事項が定められ、日常的、継続的に記載され、虚偽記載に対しても罰則が設けられるなど、類型的に高い信頼性を有する書類である。とあるが、これは法令により様式や記載事項が定められ、罰則を設け、さらに委託先にみなし公務員のような権限を付与すれば民間委託も可能ではないかと考えられるが、見解如何。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	貴省は、航海日誌がある場合の船長は届出主体としての役割を認められたものであるというが、戸籍法上は、同居者、医師、助産師（同法第52条）、公医所の長又は管理人（同法第56条）など、届出主体の役割を担わされている者は文言上「届出」を予もらの上で提定されており、これに対し、船長にあっては、大使、公使、領事と同様に「届出」という語が用いられていない（同法第53条）。また、同法第57条では、市町村長の記載した調書を届書とみなす旨の規定があるが、航海日誌にはこれを届書とみなす旨の規定すらない。貴省見解には、これら条文の文言に照らし疑問があるが、貴省見解とこれら条文との整合性につきご教示いただきたい。	C	I	①　航海日誌の謄本が作成される場合であっても、これを受理し、戸籍に記載するのは、戸籍事務管掌者である市町村長であることに変わりはなく、戸籍法第55条及び第93条は、戸籍事務の管掌に関する規定ではないことは明らかであるから、戸籍事務の民間委託の根拠にはなり得ない。②　戸籍の記載は届出に基づいてされるのが原則であるが、届出義務者からの届出が期待できない場合については、届出以外の方法によって戸籍の記載をすることされている（戸籍法第15条）。 戸籍法は、外国に駐在する大使、公使、領事にその国に在る日本人からの届出を受理し（戸籍法第40条）、これを本籍地に送付する職責を付与しているが、届出等の法令上の義務を付与しているが、届出等の法令上の義務を負わない船長が、航海日誌に記載した戸籍謄本の送付の場合の「送付」の意は、大使等が届書を受理後、本籍地の市町村長に「行う」送付」の意と異なることは、戸籍法第55条第3項の規定からも明らかである。 また、戸籍法第57条の棄完発見の場合の事務処理は、あくまで例外的な措置であり、戸籍法第15条の戸籍記載の原則規定に該当しないことから、調書に基づき戸籍の記載をするには、調査を届書とみなす旨の規定を設ける必要があるが、航海日誌の謄本については、戸籍法第15条の戸籍記載の一事由として規定されているものであるから、届書とみなす規定を設ける必要はない。		3001 0 3 160	市場化テスト推進協議会	法務省
0520180	戸籍原簿の設置場所要件の緩和	戸籍法施行規則第7条・第72条	戸籍バックアップサーバについては、庁舎外の持ち出しが禁止されている。	戸籍バックアップサーバをセキュリティレベルの高い民間事業者のデータセンターへ設置することを可能とする。	戸籍バックアップサーバ（戸籍原簿正本）が滅失してしまうような事変（巨大地震等）を想定した場合、同一地域内の法務局に保存されている副本についても滅失してしまう危険性は高い。 また、電子化されたデータの特性から、その全てが一度に滅失してしまうといった危険性も考慮しなくてはならない。 戸籍電算化が全国で著及し、戸籍の電子データ化が進むなか、今後、戸籍法第8条の2に規定されるような事変への備えは必須であると考える。 本市の提案は、こうした危険性を少しでも軽減しようとするためのものであり、ぜひ再考をお願いしたい。	市役所内設置の戸籍サーバ（戸籍原簿正本）が滅失してしまうような事変（巨大地震等）を想定した場合、同一地域内の法務局に保存されている副本についても滅失してしまう危険性は高い。 また、電子化されたデータの特性から、その全てが一度に滅失してしまうといった危険性も考慮しなくてはならない。 戸籍電算化が全国で著及し、戸籍の電子データ化が進むなか、今後、戸籍法第8条の2に規定されるような事変への備えは必須であると考える。 本市の提案は、こうした危険性を少しでも軽減しようとするためのものであり、ぜひ再考をお願いしたい。	D	－	戸籍バックアップサーバは、戸籍法施行規則第7条に規定する戸籍簿及び除籍簿に該当し、事変を避けるためでなければ庁舎外に持ち出すことはできないとされているが、その設置場所や設置状況に照らし、当該サーバが市町村長の直正な管理下に置かれ、権限を有する戸籍事務担当職員以外の者が、みだりに当該サーバ及び戸籍データにアクセスできないような措置が講じられるなど、市町村役場の施設の一部に備え付けられているものと評価できる場合は、同条の規定に違反するものではないと考えられる。 なお、戸籍バックアップサーバについても、戸籍法施行規則第8条及び第6条の2の規定が適用となり、戸籍情報の滅失、毀損及び漏洩を防止するために、保管施設の管理・保安及び戸籍情報の保全・保護を図る措置を講じなければならないことは当然である。 したがって、提案主体の求める民間事業者のデータセンターへの戸籍バックアップサーバの設置については、上記を満たす限り、実現可能であると考える。	提案主体の提示している事例が要件に該当するか、すなわち実施可能か回答し、示されたい。また、現在の内容が認められない場合、具体的にどのような点が明らかにされたい。 当初回答ほどで、再検討要請に対する回答はひとなっていないように、貴省においても混乱しているところである。加えて、戸籍規則を話む限り貴省の回答にあることを理解することが困難である。 したがって、一定の場合に、バックアップサーバ、データ化について民間事業者のデータセンターへの設置について認められる普通知を発出されたい。 併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	戸籍バックアップサーバの民間データセンターへの設置について、当市の案は別添の資料のとおりであります。以下についてご教示願いたい。 1）この案は再検討要請に対する回答に示された条件を満たすものであるか否か。 2）条件を満たしていないのであれば、改善が必要なところはどこか。 3）条件を満たしている場合、戸籍バックアップサーバを民間のデータセンターに設置しようと考える際に必要な手続きは何か。	B－1	Ⅳ	戸籍バックアップサーバの民間のデータセンターへの設置については、条件が満たされていれば、理論上は可能であるが、管理体制、保管施設の管理及び保安、複製の管理、戸籍データの保護等の観点から、戸籍法施行規則第8条及び同規則第68条の2に定める要件を備えているか否かについて具体的に検討する必要があり、提案主体から提出のあった設置案では、例えば戸籍データ等の管理方法、事故発生後の措置等が具体的に提示されていないなど、直ちに設置の可否を判断することは困難である。したがって、今後、実施に向けての具体的な検討に当たっては、同規則第82条に基づき管轄法務局に照会されたい。 なお、今回の要望事項は、特定の地域に限定された問題ではなく、提案主体からの照会に対する回答が発出された場合には、戸籍先例として、全国に周知させることにより、同様事案における現後の取扱いが統一されることとなる。		1123010 0	善多方市	法務省
0520191	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	戸籍法第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条	公共サービス改革法第34条により、戸籍謄本等の交付請求の受付及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能	1　公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2　同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 3　上記と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4　事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5　派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、臨来推作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なことから6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なことゆ官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	C	I	公共サービス改革法第34条は、戸籍事務管掌者たる市町村長の具体的な指揮監督下にあるものとはいえない場合であっても、民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について特例を設けたものであるが、戸籍情報には、極めてプライバシー性の高い情報が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、戸籍謄本等の交付請求についての受付及び引渡し以外に対象業務の範囲を拡大することは困難である。また、第三者請求の場合は、本人確認以外に、請求事由の審査を要するため、受付のみを切り離すことは困難である。ただし、市町村の職員が戸籍事務についての審査及びそれに基づく決定に関する判断業務を行うことを前提として、市町村の庁舎内において、市町村の職員が業務全体について適切に管理できる状況下で、派遣職員等が、事実行為に係る補助業務を行うことは、戸籍法上、否定されているものではないと考えられる。		C	I										1156020	足立区	法務省 厚生労働省 内閣府
0520192	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	外国人登録法	地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託することもできる。	1　公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。 2　同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。 3　上記と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4　事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5　派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、臨来推作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なことゆ6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なことゆ官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	C	I	〈外国人登録〉 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わる点が性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる総原を証明書の作成等に求て広げる場合、民間事業者に外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、暴名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		C	I										1156020	足立区	法務省 厚生労働省 内閣府

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520200	刑務所の給食の民間委託における入札制度の導入			刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	E	－	職員食堂の民間業者への委託については、既に多くの施設で導入されており、公明正大に行われている。 また、国の庁舎等の使用については、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日付蔵管第1号）」により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができるとされており、その相手の選定に当たっては、原則として公募によって行われている。			E	－										1038020	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省
0520210	警察と連携して生活犯罪を防止	刑事訴訟法第189条	警察官は、そもそも、他の法律又は国家公安委員会規しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。 2　司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について捜査権を付与する。	凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の悪用（不正受給）など、地方行政分野での犯罪行為も後を絶たない。 これら事案は違法行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じるところであるが、すべての事案を警察が取り締まることは困難である。 よって行政側の関係部署職員が、当該事案に係る警察官の職務執行を補助することができれば、より効果的な機関、予防措置になると同時に、警察においても負担の軽減につながり、より効悪な刑法犯対策に集中できるようになる。 そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の現認行為、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるようにし、悪質な場合は司法処分につなげられる体制づくりが必要である。 　例えば、埼玉県では7月1日より迷惑行為防止条例が施行され、寄引き行為等の規制が強化されることになっているが、この取締りの一部を本市でも行うことができれば、条例をより効果的に機能させることができるのではないかと考えている。 そこで、刑事訴訟法第189条の特例として、特区認定市町村においては、管轄の警察署より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について犯罪捜査に従事できることと、警察署と連携して地域の安全・安心度を高められるようにしたい。当面、先に挙げた県条例に係るもののほか、ゴミの不法投棄や資源物の持ち去り行為、生活保護費等の不正受給の取締りを想定している。	C	Ⅰ	刑事訴訟法は、捜査機関として「検察官、検察事務官及び司法警察職員」（例えば198条第1項）と規定しており、私人はあくまで補助者として捜査に関与するものである。 捜査権の行使は、様々な検点から全国的なレベルで議論を尽くすべき問題であって、特定の地域においてのみ市町村職員による捜査権を認めることは適当ではなく、地域の特性を生かした規制緩和により地域経済の活性化を図ることを目的とする特区構想とは馴染まない性質のものであると考える。	刑事訴訟法の解説はそのとおりであり、現状認められていない事項の特例措置を設けることが特区制度と理解している。また、全国的なレベルでの議論を尽くすべきであれば、是非これを対現に前向きな検討をお願いしたいが、その場合にも特区制度を通じて先行的に実証していくことが有益と考える。なお、警察庁で示された警察官等以外で捜査権が付与されている条件に市が想定している行為（例えば生活保護の不正受給）などが当てはまるものと考えている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	Ⅰ	前回の回答において述べたとおり、捜査権の行使は、逮捕・勾留や捜索・差押え等を伴う場合があるなど、国民の基本的人権に深く関わる活動である上、刑事裁判の証拠を収集・保全するという国の刑事司法作用に密接に関わる活動であることにかんがみると、仮に警察官の指示の下であったとしても、特定の地域において、このような活動を市町村の職員が直接行うことを認めることは適当ではなく、また、地域の特性に応じた規制の特例措置により地域の活性化を図るという特区構想の趣旨とも適合しないものと考えられることから、御指摘のような措置を講ずることは適当ではないと考えられる。 　なお、刑事訴訟法第190条は、法律により、一定の事項について司法警察職員として職務を行うべき警察官以外の者（特別司法警察職員）を定めることができるものとしているが、これは、一般に、特別の職務に従事している者が捜査することがより効果的である場合等であると解されているところ、提案に係る不法投棄や公的給付の不正受給事案等についても、例えば、犯罪、動機、共犯関係及び組織性、利得の額及び侵害等を含め、事案の解明に必要な捜査を遂げるためには、警察において捜査を行うことが最も効果的であると考えられると、各地において、現に警察による捜査が行われ、実効的な取締りがなされている。<br　また、市町村職員は、例えば、その職務を行うことにより犯罪があると思料する場合に告発を行ったり（刑事訴訟法239条2項参照）、捜査機関の求めに応じて関係資料を提供することなどにより、警察が行う捜査に協力し、捜査に係る遂法事案の効果的な摘発や予防を実現することも可能であると考えられる。	地方公務員は、法で定められた服務規程があり、守秘義務等が担保されていることを踏まえたうえで提案していることをご理解いただきたい。 そして、本提案は、身近な市民の安全を、より実効性のある形で実現したいとの思いから行っているものである。さらに、本提案では、捜査権を付与するとしても、一定の条件、範囲での付与を想定している。具体的には、警察との協議により特定事案に絞り、派遣を受けた警察官の指示のもとに、市職員が違法行為の現認行為、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるようにし、悪質な場合は司法処分につなげられる体制づくりを構築することである。是非、前向きな検討をお願いしたい。	C	Ⅰ	前々回及び前回の回答において述べたとおり、捜査活動が国民の基本的人権及び国の刑事司法作用に密接に関わることなどにかんがみると、仮に御指摘のように特定の事項についてのみ警察官の指示の下で行うものであるとしても、また、市町村職員が守秘義務等を負っていることを踏まえても、このような活動を市町村職員が直接行うことを認めることは適当ではないと考えられる。 　また、上記のような捜査活動の性質にかんがみると、捜査権について、「公共の強制の精神と個人の基本的人権の保障と全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」という刑事訴訟法の目的を踏まえつつ、様々な観点から全国的なレベルにおいて慎重に議論を尽くすことが不可欠であり、地域の特性を活かした規制緩和により地域経済の活性化を図ることを目的とする特区制度の適用対象として検討することは、そもそも適当ではないと考えられる。		1114010	草加市	警察庁 法務省
0520220	外国人入国の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	お見合いのために入国する外個人のためのブライダルビザを新設する。	近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も臨みて、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。 現在、在留資格で日本に入国するのに27種類のビザがありますが、ブライダル目的で入国することに関しては対応し切れておらず、観光ビザで入国し、時約ないし結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。 なぜならば、1つの目的に、2度も3度もビザを取らなければならないというのは日本人にとっても外国人にとっても苦痛だからです。 なお、スポーツ選手などが日本に入国してから通げ、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を歴史のある寺院（宗教法人法成立の昭和28年に成立した宗教法人）や実績のあるブライダル協会（設立から10年以上経過など）に限定し、認定制にすることにより、受け入れ側の態場所のはっきりした、お見合い会場も明確なものに限りビザをおろすようにする。	D	－	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可されるところ、本件要望に係る活動は当該在留資格に該当すると考えられるため、現状において、特段の措置を必要としない。 なお、在留資格「短期滞在」で在留中に結婚手続が整った場合には、在留資格「日本人の配偶者等」への在留資格変更許可申請や在留資格認定証明書交付申請を受理しているところである。			D	－										1012001 0	個人	警察庁 法務省
0520230	外国の医師資格者による医療行為の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	我が国で医師又は歯科医師として医療活動を行うには、我が国の医師法又は歯科医師法に基づく医師又は歯科医師の資格を有していなければならない。 なお、歯科医師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」のニのイ又はロに該当する必要がある。	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該貢献を該当患者に限り診察治療に当たらせる。	外国の起業家を該当するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けようえで患思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C	Ⅲ	そもそも我が国においては、医師法又は歯科医師法に基づき、我が国で医療行為を行う場合には医師法又は歯科医師法に基づく資格を有することが必要であるため、我が国の医師（歯科医師を含む。以下同じ）資格を有しない外国の医師資格者を、我が国で医療活動を行うものとして受入れることは、たとえ、その医療活動の場所や対象者を限定したとしても、不可能である。			C	Ⅲ										1038060 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省 厚生労働省
0520240	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	我が国で看護師としての業務を行うには、まず、我が国の保健師助産師看護師法に基づく看護師の資格を有していなければならない。 さらに、外国人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」のニのイ又はロに該当する必要がある。	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国人の起業家を該当するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けようえで患思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C	Ⅲ	そもそも我が国においては、保健師助産師看護師法に基づき、我が国で看護師としての業務を行う場合には同法に基づく看護師の資格を有することが必要であるため、我が国の看護師の資格を有しない外国の看護師を、我が国で看護師としての業務を行うものとして受入れることは、たとえ、その医療活動の場所や対象者を限定したとしても、不可能である。			C	Ⅲ										1038070 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省 厚生労働省
0520250	田舎暮らし外国人誘致特区	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可に関するガイドライン	永住許可については、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することに加え、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り許可するものとされ、一般に、引き続き10年以上本邦に在留していることが必要とされているところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留実績について5年以上とされている。	沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、田舎があり、安全で水が美味しい日本において永住してもらうことを目的する。 【永住権】取得の条件緩和をすることにより外国人誘致を積極的に行なう。	【永住権】の軽減を以下のとおりとする。 ・日本へ訪れた回数10回以上かつ日本への通算滞在期間70日以上 ・全国から申請があった市長村に限り住居できることとする。 【結果】 過疎化の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが図れ地方の元気を取り戻す。 また、外国人を誘致することにより、スーパーなどを生活関連施設の充実し地域活性となる。外国人は、充実したセカンドライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。 【受入体制】 ・日本で外国人の終結都市・提携都市の市長村は、積極的に当該都市の住民を受け入れるとしてすることで入り充実した交流を行なうことができる。	C	Ⅰ	在留資格「永住者」については、在留期間の上限を有せず、また、就労制限を有しないものであり、その許否は、当該外国人の素行や独立生計維持能力、また、その者の永住が日本国の利益に合するか否かを考慮しつつ、我が国社会への定着性を考慮したとでなされるものであるところ、複数国の本邦滞在歴があったとしても、それが短期間である場合、また、継続性を有しない場合は、我が国社会に生活の本拠があるとは認められず、また、その許否要件を緩和した場合には、上記のとおり在留期間の上限及び就労制限を有しない在留資格であるために、単純就労が目的の外国人の移民を認めることにつながることから、政府として移民政策をとっていない現状では措置できない。 また、住居を申請のあった市町村に限定する（違反者には何らかの制裁を課す）ことは、現行法制上できないと、「永住者」に対してそのような制限を課すことは適当ではない。			C	Ⅰ										1050600	（株）パソナシャドーキャピネット	警察庁 法務省
0520260	外国人学生を受入れる教育機関に対する制限緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	本邦に「留学生」又は「就学生」として在留するためには、申請人が次のいずれかに該当していることが必要である。 ①在留資格「留学」―大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。） ②在留資格「就学」―本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）	株式会社等が経営する、学校教育法で位置付けられていない教育施設において、適正な在籍管理能力等が認められる場合には、外国人の学生を「留学生」若しくは「就学生」として受入れることを可能とする。	海外からの学生に対して日本で高度なファッション教育を行うことにより、日本を中心に国際的なファッション人材ネットワーク構築を目指し、アジア・ゲートウェイ構想を推進する。 提案理由： 　現行制度では、外国人が日本の教育機関で教育を受けようとする場合、大学や専門学校等においては「留学生」として、日本語学校等においては「就学生」として、外国人学生を受入れることが可能となっている。 　しかしながら、株式会社で学校法人格を持たない教育機関の場合、適正な在籍管理の能力等が十分にあっても、外国人学生を受入れることが認められない。	C	Ⅲ	都道府県知事等の認可を受けていない教育施設が留学生、就学生の受入れを希望する場合、まずは、当該教育施設が都道府県知事等の認可を受けるよう指導しているところである。	右記提案主体の意見を踏まえ、都道府県知事等の認可を受けていない教育施設において外国人学生を受け入れるにあたって、例えば、日本語教育を行う教育機関を定める場合に、当該機関の設備及び編制についての審査・証明を行っている財団法人日本語教育振興協会のような団体を設立し、当該団体が審査・認定を行った教育施設については、外国人学生の受入れを認めることができないか検討し、回答されたい。	今回の提案は、学校法人でない限りは外国人学生を受入れることができないとする現行制度そのものに問題提起したものである。省令においても、各種学校でなくとも「法務大臣が告示をもって定めるもの」については就学生の受入れを認めるとしている。日本語学校については、学校法人でなくとも、法務大臣が認定すれば、外国人学生を受入れられるとされている。ファッション人材の育成機関についても、法務大臣として、審査・認定を行って頂けるよう お願いしたい。本件は、文化政策や留学生政策とも密接に関係するものであり、専修学校等の認可基準と就学生等の受入れについて文部科学省のお考えを含め、政府全体として前向きなご回答を頂きたい。	C	Ⅲ	ご指摘の法務大臣告示の根拠規定となる「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に基づき、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定めることとされているところである。これは、外国人の受入れによる産業界や日本人の就職、労働条件などに及ぼす影響の有無や程度、教育関係への影響、さらには、治安への影響など外国人の入国・在留の可否の判断に当たって考慮すべき一切の事情を勘案した上で定めるものであるとの趣旨を明確にしているものである。 　本提案については、政府全体の留学生政策・文化政策に関わるものであり、政府として、上記で示した事情を勘案した上で対応等を検討する必要がある。それらの検討を経ることなく、単に法務大臣が告示すれば解決する事案ではなく、ご指摘の財団法人等を設立して審査・認定を行わせるというスキームについても、日本語学校の場合は教育校を審査・認定しているのであって、本件のように個別の審査・認定のために新たな認定枠組を構築することは困難である。こうした問題点を踏まえ、本件は特区として対応はなじまないと考える。	日本文化の魅力を活かした留学生獲得については、「アジア・ゲートウェイ構想」及び「知的財産推進計画2007」において検討項目として記載されているところである。そのことを踏まえ、本提案の実現に向けて、関係省庁を含め前向きに検討されたい。	F	Ⅲ	本提案については、政府全体の留学生政策・文化政策に関わるものであり、政府として、外国人の受入れによる産業界や日本人の就職、労働条件などに及ぼす影響の有無や程度、教育関係への影響、さらには、治安への影響など外国人の入国・在留の可否の判断に当たって考慮すべき一切の事情を勘案した上で定めるものであるとの趣旨を明確にしているものである。 　他方、知的財産推進計画2007（平成19年5月31日知的財産戦略本部決定）において、「海外のデザイナーなどが日本で活躍する機会を拡大する」ことから、2007年度中に高度人材としての受入れ拡大のニーズやその方策等について検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる」とされているとおり、ご指摘のデザイナーの受入れ全般に係る検討事項が示されている。<br　したがって、本提案は、地方公共団体の申請による特区認定の制度に基づいて対応するものではないが、知的財産推進計画2007を踏まえて、在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を要件するための枠組みについて、例えば知的財産戦略推進本部事務局を検討の場として、関係省庁において検討する必要があると考える。		1074010 0	エスモード・ジャポン株式会社	法務省
0520270	播州織産地における外国人研修・技能実習（織種：織布運転）の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（平成5年法務省告示第百四十一号）	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 ※在留資格「研修」（1年）＋在留資格「特定活動（技能実習）」（最長2年） →在留資格「研修」（1年）＋在留資格「特定活動（技能実習）」（最長4年）	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従来者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への技術的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 （現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。）	C	Ⅲ	研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に、より高度な技術・技能の修得を目的とする各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案などが問題が乱はされない現状が依然としており、現状のもとでは滞在期間の延長を認めることは適当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することができず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を習得することはできない。織物製造のインである製職技術の習得が為って初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながることとなる。そのために、研修期間も倉めなくとも5年間の期間が必要である。受け入れ窓勢・管理体制が整っているところについては、個別に柔軟な対応を図ってほしい。			C	Ⅲ	研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することができず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を習得することはできない。織物製造のインである製職技術の習得が為って初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながることとなる。そのために、研修期間も倉めなくとも5年間の期間が必要である。受け入れ窓勢・管理体制が整っているところについては、個別に柔軟な対応を図ってほしい。 研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製造準備工程を習得することができず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を習得することはできない。織物製造のインである製職技術の習得が為って初めて派遣元企業が期待する人材の育成につながることとなる。そのために、研修期間も倉めなくとも5年間の期間が必要である。受け入れ窓勢・管理体制が整っているところについては、個別に柔軟な対応を図ってほしい。 また、「在留資格「研修」ビザ変動による研修に係る要件の明確化について」を参照されたい。	C	Ⅲ	前回回答のとおり、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案などの問題が乱はされない現状が依然としており、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。 ただし、一旦帰国後、より上級の又は関連する技術、技能等の修得を目的とする再研修を希望する場合、法務省ホームページで公表している再研修のガイドライン「再研修及び交替制による研修に係る要件の明確化について」に掲げた審査に当たっての指針に適合していれば、再研修が認められる。	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520280	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可（数次再入国の許可を含む。）を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。 なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長（最大在留期間まで）を個別に判断するものとする。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があることと、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。 なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料（受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等）をあわせて提出することで、個別に判断するものとする。	I	特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格の時性など議論えつつ、平成19年度検討、結論し、選べとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしているところ。	貴省の回答によれば、「特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、平成19年度検討、結論し、選べとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。」とのことであるが、提案主体の求めている研究者の再入国許可の有効期間の延長について、前向きに検討すると解して よいか。併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示されたい。 また、右記提案主体の意見につき回答されたい。	特定研究活動等に従事する高度人材については、在留期間が最大5年であるにもかかわらず、その間、研究活動に必要な出張等に係る出国について、有効期間最大3年の再入国許可しか付与されず、再申請等が研究者の負担となっているため、在留期間に合わせた再入国許可期間の延長を提案している。 それら再入国許可制度に関し、「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえ、提案内容を満たす措置の検討を行うとの回答があったが、その検討内容、プロセス等を教えていただきたい。	C	I	前回回答のとおり、特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、平成19年度検討、結論し、選べとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしているところ。現段階では、具体的な検討内容やプロセス等を示せる状況にないため、お答えすることは困難である。 なお、新たな在留管理体制の構築については、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）及び「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について（平成19年7月31日）」第2回懇会議」では、関係省庁ともに具体的検討を進め、選べとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされている。 法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえ、出入国管理行政を所管する立場から出入国の公正な管理を図るという管法の目的に沿って具体的検討を進めることとしている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。 また、第10次提案時において、「再入国許可手続に係る電子申請については、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（平成18年12月25日総合科学技術会議）」において、「研究者の在留資格に係る手続の簡素化」として、在留資格変更等の手続に関して、事務手続の迅速化の方策として、郵送手続の導入、さらには電子申請への移行についても検討すべきとされ、平成20年度に結論を得ることとされているが、これについても、現段階では、具体的検討内容や今後のスケジュール等について示せる状況にはないため、お答えすることは困難である。	C	I	「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえて措置するとう再入国許可制度見直しに関する具体的内容等については、現段階で答えることができないという回答であったが、本来の提案内容（有効期間の延長）が満たされる方向で検討される予定なのかどうか、見通しを教えてもらいたい。	1195400220	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
0520290	外国人の起業規制緩和特区	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人について、投資の規模として、「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、その規模要件を具体的に数値化し、投資額を500万円以上としている。	特区内において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へとつなげる 【資格基準の要件緩和】 ①2人以上の常勤職員の雇用 ⇒人数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする ②年間投資額500万円以上 ⇒投資額下限の引下げ（100万円）	■提案理由）外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。 ■内容）「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる ■効果）日本経済の活性化、長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。	C	Ⅲ				C	Ⅲ				C	Ⅲ					1055130	(株)パソナシャドーキャビネット	警察庁 法務省 厚生労働省
0520300	外国人起業家の在留期間延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3表、別表第2	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長三年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みとなっている。	いわゆる外国人起業家につき、在留期間最長3年を5年に延長する。	当該地域における外国人による起業を促進し、地域経済の活性化ひいては日本経済の活性化と雇用機会拡大を図る。少子高齢社会化が急速に進んでいるわが国において、開業率を引き上げて廃業率を上回らせ、もって経済の活性化と雇用の維持拡大を図るために は、起業主体としての外国人に期待するところ大である。その国家的必要性に鑑み、提案するものであります。	F(平成18年2月15日構造改革特区推進本部決定済み)	I	外国人起業家のうち、研究者であって、わが国で行う特定分野の研究成果を利用して当該分野に該当する研究者しくは研究の指導と関連する事業を伴う経営管理活動を行うものについては、在留資格「特定活動」として在留期間5年が許可されることとなっているところ、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」において、我が国の経済等に貢献する知識や技術を有するその他の高度な人材については、在留期間の上限を見直し、専門的・技術的分野の外国人労働者については、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げることについて、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされていることから、これを踏まえ、関係省庁と連携しながら、検討を重ねていくこととしている。	貴省の回答によれば、「専門的・技術的分野の外国人労働者に係る在留期間の上限を5年程度に引き上げることについて、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされていることから、これを踏まえ、関係省庁と連携しながら、検討を重ねていくこととしている。」とのことであるが、提案主体の求めている在留資格「投資・経営」（直接事業に投資し経営を行う外国人、高度人材に係るものは外）及び「技術」「人文知識・国際業務」（資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）の在留期間「3年または1年」を「5年または3年または1年」に改め、同貴族での在留を最長5年間とする。																						
0520310	「投資・経営」（高度人材に係るものは外）及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2表	外交、公用、特定活動及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えることができない。	「投資・経営」（直接事業に投資し経営を行う外国人、高度人材に係るものは外）及び「技術」「人文知識・国際業務」（資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）の在留期間「3年または1年」を「5年または3年または1年」に改め、同貴族での在留を最長5年間とする。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設置し、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする観点から地域経済発展に向けて、事業に直接投資し経営する外国人に対する事業定着に必要な経営寿命期間の伸長を図ることにより、神戸に本社を有するグローバル企業の経営の拡大のため、外国人社員の在留期間の伸長を図る。	F	I	「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。	貴省の回答によれば、「在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。」とのことであるが、提案主体の求めている在留資格「投資・経営」（直接事業に投資し経営を行う外国人、高度人材に係るものは外）及び「技術」「人文知識・国際業務」（資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）についても、在留期間を5年程度に延長することで前向きに検討していると解してよいか。併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示されたい。																						
0520320	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の際への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五の表の上欄の在留資格（外交、公用、短期滞在、家族滞在を除き、特定活動にあっては、イ又はロに該当するものに限る。）をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を行うものについては、在留資格「家族滞在」又は「特定活動」をもって在留を許可している。	「投資・経営」（直接事業に投資し経営を行う外国人及び資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員）の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設置し、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする観点から必要である。 事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といった、兵庫・神戸の経済活力向上において必要不可欠な人材が、親の問題で入国を断念することがないよう、親の問題を求めるものである。	C	Ⅰ Ⅲ	本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住を志向されることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことは できない。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない老や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合は、現在も個別の判断により在留を認めているところである。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	ひょうご・神戸は、世界的な外資系企業の本社及び外国人起業家が、地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。本提案は、地域にとって、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」と同程度に重要な外国人が、踏躇することなく入国できるよう、その同居する親について特例措置を求めるものである。特定研究活動等の対象となる外国人研究者の親の活動が在留資格「特定活動」に付与されていることを踏まれた場合、本提案の特区としての対応の余地を認めないことの根拠が明確ではなく、その理由をお聞きしたい。	C	Ⅰ Ⅲ	実質的に在留資格「家族滞在」の範囲を拡大するような措置を行うことはできないことは前回意見においてあるところ（特定研究活動等の対象となる外国人研究者）等、いわゆる高度人材の親については在留を認めている（平成19年3月23日、特定活動告示改正）。今後は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っていくとともに、現時点でこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは時期尚早である。	現在、特定研究活動等の対象となる外国人研究者等、いわゆる高度人材の親については在留を認めていることを踏まえ、今後、高度人材の位置付けられた外国人の親についても、在留が認められるよう前向きに検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	現在は、高度人材に該当する外国人の親の在留状況を見守る段階で、現時点で外国人親の範囲をこれ以上拡大することは時期尚早との回答であるが、高度人材の親の在留許可に対して、今後、評価を行うタイムスケジュール的なものについてご回答いただきたい。また、高度人材の親の在留許可に関して、移民政策上問題がないとの評価がなされた場合、本提案のように地域を限定した形から外国人親のさらなる範囲拡大を検討しうるものと考えるが、ご見解をお願いしたい。	C	Ⅰ Ⅲ	再検討要請に対する回答の繰り返しになるが、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っていくとともに、現時点でこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは考えていない。ご指摘の「高度人材に位置付けられた外国人の親」についての在留状況等を踏まえ、慎重な検討が必要であり、現時点においては今後のタイムスケジュールについても お示しすることはできない。	1160020220	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
0520330	在留資格「人文知識・国際業務」の業務経験年数の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、以下のいずれかに該当することが必要。 ①翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザインその他これらに類似する業務に従事すること。 ②従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること（ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。）。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就学するために「人文知識・国際業務」（うち国際業務）へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数（3年以上）の撤廃を求める。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域の経済活性化を目指す。 ○提案理由 播磨科学公園では外国人研究者が特例措置を活用し、長期（最大5年間）で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在の配偶者が社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」（うち国際業務）への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。（国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組むよう求める。）	C	Ⅲ	専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。		C	Ⅲ	いわゆる国際業務に従事する活動が「人文知識・国際業務」に該当するとしたのには、単に その者が外国人であるというだけでは足りず、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持っていることが必要と、同水準を担保するため、「3年以上」の実務経験という要件を設けているものであるところ、現政府においては、これら同等の能力を客観的に評価できる国家資格があるとは承知しておらず、ご提案のような要件の緩和は困難である。 なお、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	F(平成18年2月15日構造改革特区推進本部決定済み)	I	前回回答のとおり、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」において、我が国の経済等に貢献する知識や技術を有するその他の高度な人材については、在留期間の上限を見直し、専門的・技術的分野の外国人労働者については、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げることについて、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされていることから、これを踏まえ、関係省庁と連携しながら、検討を重ねていくこととしているところ。現段階では具体的な検討内容等を示せる状況にないため、お答えすることは困難であるが、ご提案の趣旨を十分に踏まえ、幅広に検討していくこととしたい。 なお、新たな在留管理体制の構築については、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）及び「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について（平成19年7月31日）第対策関係会議」では、関係省庁ともに具体的検討を進め、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされている。 法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえ、出入国管理行政を所管する立場から出入国の公正な管理を図るという管法の目的に沿って具体的検討を進めることとしている。	外国人企業家特区	1003800500	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省
0520340	「人文知識・国際業務」（うち人文知識）の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けては従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）に入り、当該知識を習得していることが必要である。	「人文知識・国際業務」（うち人文知識）の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動を支え、地域経済を支える大きな柱となっている。 近年、兵庫・神戸への直接投資件数が増加し、「人文知識」の在留資格者の人材確保が重要となっている。地域への一層の投資促進をはかるため、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の1級合格かつ、独立行政法人日本貿易振興機構が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得者に限り、「人文知識」の必要経験年数を緩和する。	C	Ⅲ	専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	第10次提案時において、「「客観的な指標」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる」と回答を頂いている。 今回、提案主体は実務経験年数の緩和に関する客観的な指標として「日本語能力試験1級に合格しており、かつ、「BJTビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得していることを要件として提示している。これらの指標について、どのように考えるのか、検討し、回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本提案は、実務経験年数要件の一律の緩和・撤廃を求めるものではなく、専門的分野における高い能力が客観的に認められる、限定された外国人への実務経験年数要件の緩和を求めるものである。従って、提案に対する回答に置き換える、単純労働者の受け入れにつながるものではないと考える。「業務に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた者」については実務経験が問われないことを鑑みた場合、左記には該当しないが、専門分野に携わり「業務に関連する能力が客観的に確認できる者の実務経験年数の軽減について、特区としての対応の余地を認めないことの根拠が明確でなく、その理由をお聞きしたい。	C	Ⅲ	従事する活動が、人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事するものであり、「人文知識・国際業務」に該当するといえるためには、その知識の程度が、学術上、素養を背景とする一定水準以上のものであることが必要があるところ、日本語能力に係る資格は、従事しようとする業務に係る水準を担保するものとはいえないことから、ご提案に掲げられているような日本語能力を証明するような資格等を有していることをもって要件を緩和することは困難である。	C	Ⅲ	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1160040	兵庫県、神戸市	法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520350	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目等改要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第2条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を等次して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を等次した期間を含む。）により、当該知識を習得していることが必要	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を等次して大学を卒業する」ことの業務必要知識の等次要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	優秀な外国人が諸諸に留学、就職することにより、姫路地域の活性化を図る。 具体的には、姫路関西大学留学生が卒業後日本で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に携られます。一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生が、姫路関協大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生が姫路地域を中心に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘することになる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。	C	Ⅲ	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、特に、我が国で労働を目的として在留を希望する外国人が、過去に大学等においてどのような専門的知識等を修得したのかを判断する上で学歴要件は必須であり、その簡潔は困難である。 なお、運用上として、当該外国人が大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務に関連性が認められれば、その他の条件に適合していることを条件に、在留資格「人文知識・国際業務」を許可することとしている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	ご回答中にある「受入れを認めていない単純労働」とは、知識・経験・技能を要さない労働、すなわち、工場労働・荷役作業・建設労働等であると考える。当方が適用候補とを要望している対象職種は一般事務、営業、企画業務等であり、単純労働には該当しない職種であると認識している。 当方においても、就業状況を定期的に確認する等、今回要望している適用範囲が単純労働につながらないよう努めるので、ぜひ認めていただきたい。	C	Ⅲ	在留資格「人文知識・国際業務」については、人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする外国人に対して許可されるものであり、当該外国人の専門的、技術的知識の水準を担保するために諸要件を設けているものであり、提案主体が適用候補和を要望している「一般事務、営業、企画業務等の業務が単純労働ではないというならば、なおさら、当該外国人が専門的、技術的知識等を有するか否かを判断するための学歴要件は必要である。 なお、要件上、許可の対象となる職種まで限定しているものではなく、あくまで個別の事情を審査し許否判断するものであるから、ご提案にあるような「一般事務、営業、企画業務等」が専門的、技術的知識を要する業務なのか単純労働なのかは、この検討の場では判断できない。	提案主体の求めている一般事務、営業、企画業務等に従事する外国人労働者の受入れに関して、専門的、技術的知識を要する業務であると判断された者については、在留資格「人文知識・国際業務」及びその他の在留資格で在留が認められる解釈してよいか。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	『提案にあるような「一般事務、営業、企画業務等」が専門的、技術的知識を要する業務であるか否かを判断された者については、在留資格「人文知識・国際業務」及びその他の在留資格で在留が認められる解してよいか。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	Ⅲ	個別の審査において、当該外国人が従事しようとする業務が専門的、技術的知識を要する業務であると判断された場合、従事しようとする活動内容に合致する在留資格の要件に適合すること条件に在留が認められる。 単純労働の具体的な定義については、一概に述べることは困難であるが、我が国は政府の方針として、専門的分野の知識、技術を有する外国人について積極的に受け入れることとしており、それらの水準を図るものとして、個々の在留資格ごとに学歴要件、職務経験年数等の許可要件を設けているものである。 また、前々回回答していたおり、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、特に、我が国で労働を目的として在留を希望する外国人が、過去に大学等においてどのような専門的知識等を修得したのかを判断する上で学歴要件は必須であるところ、ご提案にあるような「問題解決能力を修得した留学生に実践の場である就業機会を広く認めていただくよう検討いただきたい。	1 0 8 9 0 1 0	学校法人摂協学園 姫路摂協大学、姫路商工会議所	法務省 厚生労働省
0520360	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を等次して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を等次した期間を含む。）により、当該知識を習得していることが必要	「技術」（情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事する外国人）の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。 日本の情報産業等において、IT技術者等が不足し、海外からのIT技術者等の受入が増加している。そこで、地域経済の活性化のため、情報産業界で世界的な認知度が高い民間ベンダー資格を取得し、高度な技術力が証明できる外国人について「技術」の必要経験年数を緩和する。	C	Ⅲ	専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	第10次提案時において、「「客観的な指標」については、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、技状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となるとは回答を頂いている。今回、提案主体は実務経験年数の緩和に関する客観的な指標として「民間ベンダー資格」の取得していることを要件として提示している。これらの指標について、どのように考えるのか、検討し、回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本提案は、実務経験年数要件の一律の緩和・撤廃を求めるものではなく、専門的分野における高い能力や技術力が客観的に認められる、限定された外国人への実務経験年数要件の緩和を求めるものである。従って、提案に対する回答に直及される、単純労働者の受け入れにつながるものではないと考える。「業務に必要な知識に係る科目を等次して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた者」については実務経験が問われないことを個人的に場合、左記には該当しないが、専門分野に携わりかつ業務に関連する能力や技術力が客観的に確認できる者の実務経験年数の緩和について、特段としての対応の余地を図れないことの根拠が明確でなく、その理由をお聞きしたい。	平成16年法務省告示第363号（平成16年8月27日施行）により、日本のIT関連資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が指示で定めた試験に合格し、又は資格を有している外国人については、「技術」の在留資格に係る上陸許可基準である「大学若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」に関わりなく入国できることとなっているところ、法務省においては、ご提案にある「民間ベンダー資格」が相互認証され得る水準かは当省所管外であるため判断できない。情報産業界のベンダー資格認定制度を所管する省庁と相談されたい。	C	Ⅲ	平成16年法務省告示第363号（平成16年8月27日施行）により、日本のIT関連資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が指示で定めた試験に合格し、又は資格を有している外国人について、「技術」の在留資格に係る上陸許可基準である「大学若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」に関わりなく入国できることとなっているところ、法務省においては、ご提案にある「民間ベンダー資格」が相互認証され得る水準かは当省所管外であるため判断できない。情報産業界のベンダー資格認定制度を所管する省庁と相談されたい。	第10次提案では、受入企業が技術力を確認のうえ身元引受確認文書を発市に提出することを提案したが、客観性、中立性を担保することは困難との回答であり、「例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベル評価し得る国家資格等」により社会一般に認められていることが具体的に確認されれば、学歴・実務経験要件緩和の検討が可能とのことであった。この二回答からは、相互認証が必要条件である旨の理解は難しく、今回、情報処理産業界で客観的に技術、技能レベルを評価し入る資格として民間ベンダー を提示したものである。この提案に対して、相互認証されえる水準か否かという問題提起の旨での今回のご回答であるが、政府においてご調整・ご検討いただきたい。	C	Ⅲ	前回回答のとおり、法務省においては、「民間ベンダー資格」が相互認証され得る水準かは当省所管外であるため判断できない、情報産業界のベンダー資格認定制度を所管する省庁と相談されたい。	1 1 6 0 0 3 0	兵庫県、神戸市	法務省 厚生労働省
0520370	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経験期間が「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。 規制改革、民間開放推進ｳｨｻﾞ年計画において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格の緩和について見直しを検討されることとなっている。 外国・外資系企業がビジネスを展開するための要員を本社から調達する場合に、適切な人材が確保できるよう従事期間の緩和を図るものである。	C	Ⅲ	在留資格「企業内転勤」は外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件で「受入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経験年数等の要件を課していないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。 なお、外国での実務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	ひょうご・神戸は、開港以来、外国人起業家が地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。補足資料の「在留資格「企業内転勤」の要件緩和による効果」ｴ「在留資格「企業内転勤」にかかる調査結果」のとおり、転勤前関連業務経験事要件の緩和に対する企業のニーズは高く、かつ、その経済効果も大きいものがある。ビジネスにとっては事業展開のタイミングが非常に大切であり、一年待ってから在住するのでは時機を失する危険性が高い。当該提案は専門分野に携わりかつ業務に関連する能力が客観的に確認できる外国人で、時機に応じて雇用されたものの従事期間の短縮を求めるものである。	D	－	前回回答のとおり、本件要望の内容からは、個別的に審査することが相当であり、現行のまま対応することが可能である。 なお、「提案主体の提示している事例が事業所の要件に該当するか否かについて回答されたい」とのことであるが、前述のとおり、個別の案件について、それぞれの審査時において対応することが相当であり、このような特区提案の検討の場ではお答えすることは適当でない。	貴省の回答によれば、「個別の案件については、それぞれの審査時において対応することが相当であり、このような特区提案の検討の場ではお答えすることは適当でない」とあるが、本検討の過程で回答できないにしても、個別的な審査に際に、弾力的に運用されるよう検討されたい。	C	Ⅲ	本件要望において、提案主体が提示している事例が事業所の要件に該当するか否かについては本特区提案の検討の場では回答することは適当でないが、一般的には、それぞれの審査時において個別的に対応しており、弾力的な判断も行っている。	1 1 6 0 0 6 0	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省 厚生労働省
0520380	「投資・経営」の「事業所の確保（存在）」の認定の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人について、当該事業を営むために必要な施設を設けて事業を開始し、又は既に事業を営んでいる者に対し、入国時から「企業内転勤」を付与する「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」を特区内限りで実施している。	「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う投資等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の部屋や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。 外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。	貴省の回答によれば、「本件要望にある内容からは、個別的に審査し、現行のまま対応することが可能であると考えられる。」とのことであるが、右記提案主体の意見を踏まえ、提案主体の提示している事例が事業所の要件に該当するか否かについて回答されたい。	ひょうご・神戸は、開港以来、外国人起業家が地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。補足資料の「「投資・経営」の「事業所の確保（存在）」の認定の緩和について」のとおり、事業目的占有のスペースを明確に区分して設置しているケースにおいても、認定が「下りていない状況に陥み、「外国人経営者の在留資格基準の明確化について」（法務省入国管理局 平成17年8月）における「事業を行う投資等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和することを求めるものである。	D	－	「地方公共団体が外国企業に事業拠点として施設を提供する場合において入国当所から企業内転勤在留資格を付与する」件については、当地域の場合は、地方公共団体が外国企業向け新規事業拠点施設の提供又は助成を行っておらず、日本貿易振興機構あるいは民間事業者の事業として実施されているところである。地方公共団体が助成措置を行っている外国企業向け新規事業拠点施設も対象としていただかないと、事業拠点設置準備段階からの付与とはならない。	D	－	「地方公共団体が外国企業に事業拠点として施設を提供する場合において入国当所から企業内転勤在留資格を付与する」件については、当地域の場合は、地方公共団体が外国企業向け新規事業拠点施設の提供又は助成を行っておらず、日本貿易振興機構あるいは民間事業者の事業として実施されているところである。地方公共団体が助成措置を行っている外国企業向け新規事業拠点施設も対象としていただかないと、事業拠点設置準備段階からの付与とはならない。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 6 0	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省
0520390	外国企業による新規事業拠点設置時に必要な外国人材向けた留資格認定手続き簡素化	平成17年7月26日付け法務省令第3260号 特区法（別表1の512）	本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し、地方公共団体等がその所有施設を事業拠点として提供する場合には、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」を付与する「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」を特区内限りで実施している。	【内容】 期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」企業内転勤」等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。 【提案理由・目的・効果】 当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した在留資格を与えることで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。 在留資格「短期滞在」では、最大180日間まで」も期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置準備に必要な行為（銀行口座の開設、オフィスへ社宅の賃借契約など）が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した在留資格を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進めるが国人に対する社会的な信用度を高く評価されると考えられ、対日投資の増加を図れるからである。	D	Ⅲ	平成15年9月12日の構造改革特別区域推進本部決定に基づき、16年4月から、本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し、地方公共団体等がその所有施設を事業拠点として提供する場合には、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与する「外国企業支店等開設促進事業」を実施していたところ、当該特例措置については、17年2月9日の構造改革特別区域推進本部決定において全国展開が決定されたことから、同年9月から全国で実施している。 さらに、本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し、地方公共団体等が助成の対象として指定する等した施設を事業拠点として提供する場合においても、一定の要件の下、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与する「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」を平成18年1月から特区内限りで実施している。 以上のことから、現行で対応が可能であると思われる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「地方公共団体が外国企業に事業拠点として施設を提供する場合において入国当所から企業内転勤在留資格を付与する」件については、当地域の場合は、地方公共団体が外国企業向け新規事業拠点施設の提供又は助成を行っておらず、日本貿易振興機構あるいは民間事業者の事業として実施されているところである。地方公共団体が助成措置を行っている外国企業向け新規事業拠点施設も対象としていただかないと、事業拠点設置準備段階からの付与とはならない。	D	－	「地方公共団体等」として、独立行政法人である日本貿易振興機構も含み得る。	D	－		福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 6 0	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省
0520400	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	【内容】 ①入材派遣・入材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定（就労準備）研修」の創設 ②専修学校専門課程の修業年限規制（現行1年以上）を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果"昨日まで本国、翌日から日本の現場"となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討して欲しく必要がある。	D	Ⅰ	短期間本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合のための研修を行う場合、在留資格「短期滞在」での上陸が許可されるため、特段、新規の在留資格の創設や資格要件の緩和は必要ないものと思われる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1.「短期滞在」では以下の支障がある。①吞免国以外の国籍者の場合「短期商用等」査証取得を要するが、日本側身元保証を在外日本公館への査証申請などの期間を要す②査証は本人の責めに因らない事情で不発給の時もあり、受諾者は研修開始月方にとって不安定。③90日超の事情研修を受講する場合、日本上陸後、短期滞在の更新を要するが、自動的な更新は約束されない。 2. 当該就労準備研修は、地元に事業拠点を置く有力企業数社により検討されている。高度人材の発掘と開発を行い地域での活用を図るものであり、ゲートウェイ構想の趣旨に合致する。相応しい在留資格を改めて用意し、国内外に向け我が国の姿勢を明確化する意義は大きい。	D	－	ご指摘の支障とされている点は、いずれも入国にあたって必要な手続で あり、また、一定の期間をもって手続を行えば解決できるものである。それらの手続を省略するために、新たな在留資格を創設することは、入国にあたってのいわば脱法的な在留資格を創設すること等しく、そのような対応はできない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	当「就労準備研修」を事業として実施するためには制度的な安定性を確保する必要があるという見地から、現行の「短期滞在」在留資格による場合の手続及び所要期間から生じる支障について意見として述べたまでであり、査証制度や入国管理制度にかかる法の精神を軽んじる意図は全くございません。人材派遣・開発・紹介に関する事業者には、就労準備研修の具体化に向け、4～6か月程度の研修カリキュラムの検討を開始した者もありますが、当「就労準備研修」の受講生が一定の期間をもって手続を行えば、「短期滞在」在留資格を期間更新により最大180日間付与されるものと解してよろしいか確認申上げます。	F(平成19年2月28日構造改革特区推進本部決定済み)	Ⅲ		福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 8 0	福岡市	警察庁 法務省
0520410	起業準備外国人留学生への在留資格緩和または創設	平成16年2月26日付け法務省省令第1181号	在留資格「留学」をもって在留していた外国人が、所属していた大学等の推薦などを受けて卒業後に就職活動を行う場合は、最長180日間の在留を認められることとなっている。	【内容】 外国人留学生が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行うための在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	【実施内容】 外国人留学生が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と同じように、外国人留学生が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中にも在留資格を付与することにより、日本で学んだ留学生の日本での事業活動の機会を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。	F(平成19年2月28日構造改革特区推進本部決定済み)	Ⅲ	特区第10次提案（管理コード050210）に基づき、現在、大学等を卒業後の留学生の起業活動について規定するため、通達作成等の所要の措置を行っているところである。									F(平成19年2月28日構造改革特区推進本部決定済み)	Ⅲ		福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 8 0	福岡市	警察庁 法務省
0520420	留学生の民間企業による インターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	資格外活動については、現に有している在留資格に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を本来の在留活動を阻害しない範囲内で行う場合に限り許可される。 留学生のアルバイトを目的とする資格外活動については、これを通じて得られる我が国社会への理解、生活貧乏目的の経済、学生のアルバイトに対する社会的認識等にかんがみ、時間及び職勤先に関する一定の制限の下に、一律かつ包括的な許可を付与している。	【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。 このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップにふる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就学機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が様めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。	C	Ⅰ	留学生はそもそも勉学の修得を目的として入国・在留しているものであり、就労を目的としているものではなく、これは上資格外活動許可の要件緩和を行うことはできない。 また、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、これ以上就労を認めるのであれば、労働者の受入れ問題として考えるべきものである。	長期休暇以外の期間で留学生が企業で短期的にインターンシップ実習を行う場合、以下の理由により、資格外活動の時間制限を緩和することができないか検討し、回答されたい。 ①インターンシップ実習は、大学の管理の下で、教育目的で実施されるものであり、留学生が学費その他の必要経費を補う目的をもってアルバイトをするのとは目的が大きく異なり、貴省の回答にあるような労働者としての受入れを行うものではない。 ②長期休暇以外の期間で留学生が企業でのインターンシップ実習を行うことが可能になることで、優秀な留学生が日本で就労する機会が拡大し、企業においても、優秀な人材の育成・獲得が期待される。	C	Ⅰ	インターンシップについては、就職活動の一環として通常無給で行われるところ、その場合は特段の制度は設けていない。 「インターンシップ実習は、大学の管理の下で、教育目的で実施されるものであり、・・・労働者としての受入れを行うものではない」とのご指摘であるが、大学の管理下にあって教育目的で実施されるのにも関わらず有給であるインターンシップというのは通常想定されず、仮にそれをインターンシップと称しているのであればアルバイトと過色がないと考える。 なお、留学生における資格外活動許可については、教育機関の長期休業期間にあっては、1日につき8時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を可能としている。	C	Ⅰ		福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 9 0	福岡市	警察庁 法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520430	「研究交流ビザ（仮称）」の創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦において教育活動を行う場合には在留資格「教授」や「教育」が、研究を行う場合には「研究」や「文化活動」が、大学等での講義を受講する場合には「留学」が、また、短期間のフォーラム等への参加には「短期滞在」がそれぞれ該当する。	【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を行えるような「研究交流ビザ（仮称）」・新規在留資格を創設する。	【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のために入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」・新規在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間（一年間未満）の講座等を受講しようとする場合、既存の「教育査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「教育査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうかわからない。以上の点から、半年間という期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができると考える。	D	－	本件要望にあるような活動を行う場合には、左記「制度の現状」に記載したとおり、現行の在留資格で対応できるものばかりである。 なお、各在留資格に対応する在留期間については、許可された期間の全てを本邦で滞在する必要はなく、本邦で行う活動が終了した時点で帰国することに何らの制限もないので、あえて現行の規定よりも短期間の在留期間を設ける必要性はない。	D	－				D	－		福岡・アジアゲートウェイ構想	118720 0	福岡市	警察庁 法務省 外務省
0520440	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカーを受入のための在留資格要件の緩和		ワーキング・ホリデー制度は、二国間協定を基に、実施国双方の青少年に相手国の文化を学び、一般的な生活様式を経験する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的とする青少年に対し、その間の旅行資金を補うために付随的に働くことを含め入国を認めている。	①福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみの適用となるワーキングホリデイ制度を創設する。 ②就業ビザの在留資格（介護・看護等）を創設する。	【実施内容】 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデイ制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設をめざしたい。 【提案理由・目的・効果等】 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえると、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている。また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	この提案については、政府として国内労働者市場への影響等も勘案したよって検討する必要があるとの回答であるが、検討にあたっては、現場の実状について十分考慮する必要があり、また、外国人の受入にあたっては試行的な取り組みも必要と考えられるため、政府として具体的な検討を進める段には、複数の企業が外国人ケアワーカーの受入を考えている本市をモデルケースとして活用することを検討いただきたい。	C	I	これらの提案は、外国人労働者の受入れとして扱うべきであり、政府として、国内労働市場への影響等も勘案した上で検討する必要があることは検討要請への回答でお示ししたとおりであり、現段階では、ご指摘のような個々の検討のご要望にはお答えできない。			C	I		福岡・アジアゲートウェイ構想	118721 0	福岡市	法務省 外務省 厚生労働省
0520450	CIQ対応の特例（船内での入国審査等の実施）		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	【内容】 中国人旅行客の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大（船内での入国審査等の実施）	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行客が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行客の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行客からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行客の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	－	船内での出入国審査については、海港の離発着の状況、船舶の設備、入管職員の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施しているところである。 しかしながら、博多港においては、十分な審査設備が設けられているところ、入管職員の人員体制の状況をかんがみれば、個々の船舶に乗船して審査を実施することよりも、海港の審査設備において一括して審査を実施することが効率的であると考える。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	貴省の回答によれば、「可能な限り対応を実施している」とされている一方「博多港においては、十分な審査設備が設けられているところ、入管職員の人員体制の状況をかんがみれば、個々の船舶に乗船して審査を実施することよりも、海港の審査設備において一括して審査を実施することが効率的であると考える。」とあるが、博多港においては、船内での出入国審査を実施しているか否か明確に示されたい。 提案理由にあれば、「接岸後の出入国手続きに非常にかかることがあり、旅行客からのクレームの要因になっている」とのことであることから、「海港の審査設備において一括して審査を実施している」という現在の状況下では、団体旅行客が一度に入港した時に対応できていない。 よって、博多港において、どのようなケースであれば対応を実施するのか明確に示し、回答されたい。 併せて、団体旅行客の入港時に対応できるよう右記提案主体の意見について検討し、回答されたい。	来年には、乗客2,000人規模の大型クルーズ船数隻が中国から博多港に入港する予定である。船内での入国審査は、現行の規定により対応可能ということは承知しているが、博多港での審査設備・人員体制いかんによっては、すべての審査が終了するまで14時間程度を要し、深刻な問題になると予想される。よって、船内での審査ということを提案させていただいたが、この方法が困難ということであれば、他の解決方法（例えば、中国での事前審査や博多港での セカンダリ審査等）をご提示いただきたい。	D	－	船内での審査については、入管職員の人員体制や審査設備等の問題により、一概に実施できるものではないことは検討要請への回答でお示ししたとおりである。 他方、ご提案のように大型クルーズ船が入港する予定であれば、近隣の入管当局から審査官を応援として派遣するなどして迅速な審査対応を行ってきたところ、入港の日時や乗客の規模等について所管の地方入管局に事前に調整・連絡するなどしていただければ、そのように対応してご要望に応えるようにしたい。			D	－		福岡・アジアゲートウェイ構想	118702 0	福岡市	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
0520460	寄港地上陸許可手続の簡素化	出入国管理及び難民認定法第14条	船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの（乗員を除く。）が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があったとき、当該外国人に対し寄港地上陸許可をすることができる。	寄港地上陸の許可申請手続の一部を外国にある我が国在外公館において実施できるようにし、空港における審査を簡素化する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換えて通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元に大きく期待されているところである。しかしながら、航空便待合い時間に「周辺観光」を行うには、外国人旅行者が空港到着後、寄港地上陸許可等を待る必要があり、非常に混み合う空港の入国管理エリアにおいて、限られた時間内に円滑に手続きを行うことは非常に困難な状況にある。このことから、「乗り継ぎ外国人旅客」の「周辺観光」を拡大するため、入国審査の厳格性を保持しながら、日本の魅力を発信、地域観光を振興する方策として、寄港地上陸の許可申請手続の一部について、外国にある我が国の在外公館において事前に実施できるよう検討頂きたい。旅行出発前に空港地域の「周辺観光」を広報できれば、地域観光の振興に資するのみならず、外国人旅行者の増大による、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の目標達成にも寄与できると考える。	C	I	出入国管理及び難民認定法第14条において、寄港地上陸許可申請は船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が行うこととされており、本邦を訪れようとする外国人本人にその権限はないことから、対応は不可能である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	寄港地上陸許可の申請は本邦を訪れる外国人本人ではなく、出入国管理及び難民認定法第14条にある航空運送事業者等が行うものと考えている。本提案は、寄港地だけではなく、事前に在外公館において申請が可能となるよう提案するものであり、具体的には在外公館が申請受領窓口として受理申請を本邦へ転送する業務を行い、入国審査官が寄港地上陸を許可するものである。在外公館での寄港地上陸手続が可能となれば、空港周辺観光者及び旅行会社のツアー造成や販売の増加も見込まれ、国が展開していたビジット・ジャパン・キャンペーンにも貢するものである。	C	I	出入国管理及び難民認定法第14条において、寄港地上陸許可申請は船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が行うこととされており、本邦を訪れようとする外国人本人が現地の在外公館に申請することはできない。 また、観光目的に入国するのであれば、寄港地上陸での入国はできず、査免国でなければ在外公館にて観光ビザを取得したよって一般上陸で入国していただくことになる。		右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。			成田国際空港アジアゲートウェイ特区	115100 50	千葉県、成田国際空港株式会社	法務省 外務省
0520470	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の（空港会社が設ける）施設において、出入国手続（CIQ）を行う運用を求めるもの		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の（空港会社が設ける）施設において、出入国手続（CIQ）を行う運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の（空港会社が設ける）施設において、出入国手続（CIQ）を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス金融等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、もの づくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府で進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に発着する場合に、ブースに空き導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があるこ とからストップ。また、ビジネス小型機で緊急に発着する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港（ドイツ）、スキポール空港（オランダ）、北京、上海の各空港（中国）など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 （その他） ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではなく、また、このような運用は、これらの機体の発着時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでもめざしてない。	D	－	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等の空港会社が別に設ける施設での出入国審査にあたっては、空港の離発着の状況、審査施設の設備、入管職員の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したい。 なお、本提案の実現にあたっては、特に入管職員の人員体制の状況によるところ、所管の地方入管支局・出張所に対する離発着時間の事前連絡などについては十分に留意されたい。	貴省の回答を踏まえると、地方入管支局・出張所に対して離発着時間を事前に連絡すれば対応できるように前向きに検討していると解してよいか。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	今後、中部国際空港において具体的にどのように進めるべきか、ご教示ください。	D	－	検討要請への回答のとおり、本件については可能な限り対応を実施したい。所管の地方入管支局・出張所に対する離発着時間の事前連絡については、入管職員の人員体制の確保の面から特に重要であるので、前回の回答で特にお示ししたとおりである。 今後の進め方については、想定される離発着の頻度・時間帯、空港会社が別に設ける審査設備の具体的内容等について、中部空港支局にまずお示しいただき、具体的な対応の調整を進めて参いりたい。	右記提案主体の意見につき、特段の意見があれば、回答されたい。	それでは、中部空港支局に具体的内容等について今後説明し、検討していただくこととします。 また、本省からも必要に応じてご助言・ご支援をお願い致します。	D	－	検討要請及び再検討要請に対する回答のとおりとしたい。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	113401 0	中部国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 農林水産省
0520470	出入国手続施設の多様化		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	競争国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機など新規な、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	D	－	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等の空港会社が別に設ける施設での出入国審査にあたっては、空港の離発着の状況、審査施設の設備、入管職員の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したい。 なお、本提案の実現にあたっては、特に入管職員の人員体制の状況によるところ、所管の地方入管支局・出張所に対する離発着時間の事前連絡などについては十分に留意されたい。	貴省の回答を踏まえると、地方入管支局・出張所に対して離発着時間を事前に連絡すれば対応できるように前向きに検討していると解してよいか。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	今後、関西国際空港において具体的にどのように進めるべきか、ご教授願います。	D	－	検討要請への回答のとおり、本件については可能な限り対応を実施したい。所管の地方入管支局・出張所に対する離発着時間の事前連絡については、入管職員の人員体制の確保の面から特に重要であるので、前回の回答で特にお示ししたとおりである。 今後の進め方については、想定される離発着の頻度・時間帯、空港会社が別に設ける審査設備の具体的内容等について、関西空港支局にまずお示しいただき、具体的な対応の調整を進めて参いりたい。	右記提案主体の意見につき、特段の意見があれば、回答されたい。	・それでは、内容等が具体化したときに御説明致しますので、その際は御検討願います。 ・また、本省からも必要に応じて御助言・御支援をお願い致します。	D	－	検討要請及び再検討要請に対する回答のとおりとしたい。	関西国際空港アジアゲートウェイ特区	113501 0	関西国際空港株式会社	法務省 財務省 農林水産省
0520480	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「期内・内限乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員等用レーン、身体障害者のためのプライオリティーレーン等を設けている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス金融等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、もの づくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府で進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、ビジネスクラスは上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、①ビジネス目的、あるいは之乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわず、出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新バンコク空港（タイ）、クアラルンプール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要ハブ空港においては、このような出入国審査手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ABTC（APEC ビジネス・トラベル・カード）を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 （その他） ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでもめざしてない。	C	－	中部国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮（目標20分）に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン、外交官等用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のための臨時レーンも も設けて運営に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者（例えば、アメリカ、韓国、台湾等）は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差（多寡）は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政（サービス）が関係の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象関係の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることと及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時開庁制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか。また現在、利用率が低いとされる既存のABTCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に通ぜるサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に遅れることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討頂ければ幸いです。 ・なお本提案は、特定搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自らが専用レーンを設置することを要望するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け・専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに来る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われます。	C	－	利用料を徴収するのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に限りのある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンをいたずらに設けることは、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者に対する専用手続レーンの設置ではなく、航空運賃をより支払った利用者や単に乗り継ぎでの観光目的のための利用者に対して、他の一般サービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	アジア・ゲートウェイ構想に資するとの観点から、専用レーンを設けることまでしなくとも、一定の条件についてすみやかに出入国に係る審査ができるよう対応されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。		C	－	これまで以上に専用手続レーンを導入することになれば、専用レーンの対象者が増えて乗用（優先）レーンの優位性・迅速性が失われるおそれがあり、全体としての審査待ち時間の短縮につながらず、利用者全体の利便性の向上につながらないと考える。 また、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）においては、「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以内とすることを目標とする」と定められている。最長審査待ち時間が20分を超える場合が少なからず発生しているのが現状であり、また、本年11月から入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけが開始されるため、現時点においては、専用手続レーンの設置よりも一般利用客全体の審査待ち時間の短縮が優先されるべき課題と考える。 なお、ご提案のような専用手続レーンの設置については、審査待ち時間の短縮状況や入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけの導入状況等を考慮し、諸外国の事例を参考にしつつ、今後の課題として検討してまいりたい。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	113402 0	中部国際空港株式会社	法務省 財務省 農林水産省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体の事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入	－	APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティーレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内際乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	－	関西空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮（目標20分）に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のための臨時レーンを6月付で審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者（例えば、アメリカ、韓国、台湾等）は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差（多寡）は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に選択されるものであって、国の行政（サービス）が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることや、及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時開庁制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABTCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に通色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に遅れることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討いただければ幸いです。 ・なお本提案は、特定規乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自らが専用レーン設置することを要望するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け・専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに乗る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われます。	C	－	利用料を徴収するとのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に限りのある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンをいたずらに設けることは、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者や乗に乗り継ぎでの親光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	アジア・ゲートウェイ構想に資するとの観点から、専用レーンを設けることまでしなくとも、一定の客についてすみやかに出入国に係る審査ができるよう対応されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・現在の利用状況の問題もあるものとは思われますが、例えば、利用率が低いと思われるレーン（ABTCレーンなど）をビジネスクラス以上の旅客等を対象とするレーンとして活用することなどご検討頂きたくお願い致します。 ・また、レーンの対象者や運用方法については別途相談させて頂きたいのですが、日本経済の発展にも貢献すると考えられるビジネスクラス以上の旅客や時間の限られた乗親旅客などについては対象となるよう強く要望致します。 ・なお、一般レーンを利用していた旅客のうち、これらの特定旅客が既存の利用率の低いレーンに回ることにより、一般レーンの列が少しでも減少すれば、利用者全体の利便性向上にも資すると思われます。	C	－	（専用手続レーンの導入について） これまで以上に専用手続レーンを導入することになれば、専用レーンの対象者が増えて専用（優先）レーンの優位性・迅速性が失われるおそれがあり、また、新たな専用レーンを設置するために一般レーンを削減することになれば、一般客の審査時間が増えるということになる。そのため、いたずらな専用手続レーンの設置は、全体としての審査待ち時間の短縮につながらず、利用者全体の利便性の向上につながらないと考える。 また、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）においては、「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以内とすることを目標とする。」と定められている。最長審査待ち時間が20分を超える場合が少なからず発生しているのが現状であり、また、本年11月から入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけが開始されるため、現時点においては、専用手続レーンの設置よりも一般利用客全体の審査待ち時間の短縮が優先されるべき課題と考える。 なお、ご提案のような専用手続レーンの設置については、審査待ち時間の短縮状況や入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけの導入状況等を考慮し、諸外国の事例を参考にしつつ、今後の課題として検討してまいりたい。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	113506 0	関西国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入	－	APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティーレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	－	成田空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮（目標20分）に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のための臨時レーンを6月付で審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 なお、航空運賃の格差（多寡）は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に選択されるものであって、国の行政（サービス）が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることや、及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時開庁制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABTCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に通色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に遅れることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討いただければ幸いです。 ・なお本提案は、特定規乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自らが専用レーン設置することを要望するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け・専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに乗る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われます。	C	－	利用料を徴収するとのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に限りのある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンをいたずらに設けることは、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者や乗に乗り継ぎでの親光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	アジア・ゲートウェイ構想に資するとの観点から、専用レーンを設けることまでしなくとも、一定の客についてすみやかに出入国に係る審査ができるよう対応されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「経済財政改革の基本方針2007について（平成19年6月19日閣議決定）」において、「構造改革特区制度を活用し、アジアとの交流拡大を目指す地域独自の取組を重点的に支援する「アジア・ゲートウェイ構造改革特区（仮称）の創設」とされていることから、本年秋の特別永住者レーン設置と時期を合わせて、アジアとの交流拡大に寄与する他の専用レーンとの共用の出入国審査における専用手続きレーンを設置願いたい。 また、対象者や運用方法については別途相談させて頂きたい。	C	－	これまで以上に専用手続レーンを導入することになれば、専用レーンの対象者が増えて専用（優先）レーンの優位性・迅速性が失われるおそれがあり、また、新たな専用レーンを設置するために一般レーンを削減することになれば、一般客の審査時間が増えるということになる。そのため、いたずらな専用手続レーンの設置は、全体としての審査待ち時間の短縮につながらず、利用者全体の利便性の向上につながらないと考える。 また、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）においては、「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以内とすることを目標とする。」と定められている。最長審査待ち時間が20分を超える場合が少なからず発生しているのが現状であり、また、本年11月から入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけが開始されるため、現時点においては、専用手続レーンの設置よりも一般利用客全体の審査待ち時間の短縮が優先されるべき課題と考える。 なお、ご提案のような専用手続レーンの設置については、審査待ち時間の短縮状況や入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけの導入状況等を考慮し、諸外国の事例を参考にしつつ、今後の課題として検討してまいりたい。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	113806 0	成田国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520481	「陸内・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーンの設置」	－	APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティーレーン等を設けている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拠点、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府で進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 （提案理由） ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客に対しビジネス扱い、あるいは「乗り継ぎする」旅客であるとわかりましたがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新ソウル空港（タイ）、クアラルンプール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要ハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ABTC（APECビジネス・トラベル・カード）を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 （その他） ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでもめざしてもない。	C	－	中部国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮（目標20分）に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のための臨時レーンを6月付で審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者（例えば、アメリカ、韓国、台湾等）は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差（多寡）は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に選択されるものであって、国の行政（サービス）が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることや、及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時開庁制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABTCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に通色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に遅れることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討頂ければ幸いです。 ・なお本提案は、特定規乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自らが専用レーン設置することを要望するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け・専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに乗る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われます。	C	－	利用料を徴収するとのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に限りのある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンをいたずらに設けることは、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者や乗に乗り継ぎでの親光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	アジア・ゲートウェイ構想に資するとの観点から、専用レーンを設けることまでしなくとも、一定の客についてすみやかに出入国に係る審査ができるよう対応されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・「一般利用者のコンセンサスを得ることは困難」とのことですが、日本と海外を行き来し、世界各地の空港を利用する機会の多い日本の航空利用者からは、世界各国の空港が専用レーンに関して進んだ取り組みを行っているのではないか、との指摘もあるところです。総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想も、このような問題意識が関連と思われるところ、同構想への貴省のご対応の観点からご回答いただければと思います。 ・また当初の提案は、「一般客用のレーンを減らして一般客の利便を阻害してでも、専用の出入国審査手続レーンを増やしたい」ということでは全くなく、既存の専用の出入国審査手続レーンを活用してその対象範囲を拡大し、ビジネスクラス以上の搭乗客や乗親客などを含める、といった運用もありうるかと思われます。 ・なお、「外交上の配慮が必要な利用者」だけでなく、ビジネス上のVIPなどについても、日本経済の発展や国際交流活性化に資すると考えられることから、専用レーンの対象に含めることが合理的と考えます。	B-1	－	ご提案のうち、空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとしたい。 また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等から復賓供与状況報告いただくことなどによって事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の十分な流将もいただき、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしたい。 これらの対応について、平成19年度中に地方入管に通達し周知を図りたい。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	113400 20	中部国際空港株式会社	法務省 財務省 農林水産省
0520481	出入国審査における「乗り継ぎ旅客」に対する「専用手続きレーン」を設置	－	APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティーレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む）」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内際乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	－	関西空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮（目標20分）に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のための臨時レーンを6月付で審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者（例えば、アメリカ、韓国、台湾等）は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差（多寡）は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に選択されるものであって、国の行政（サービス）が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることや、及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時開庁制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABTCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に通色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に遅れることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討いただければ幸いです。 ・なお本提案は、特定規乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自らが専用レーン設置することを要望するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け・専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに乗る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われます。	C	－	利用料を徴収するとのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に限りのある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンをいたずらに設けることは、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者や乗に乗り継ぎでの親光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	アジア・ゲートウェイ構想に資するとの観点から、専用レーンを設けることまでしなくとも、一定の客についてすみやかに出入国に係る審査ができるよう対応されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・現在の利用状況の問題もあるものとは思われますが、例えば、利用率が低いと思われるレーン（ABTCレーンなど）をビジネスクラス以上の旅客等を対象とするレーンとして活用することなどご検討頂きたくお願い致します。 ・また、レーンの対象者や運用方法については別途相談させて頂きたいのですが、日本経済の発展にも貢献すると考えられるビジネスクラス以上の旅客や時間の限られた乗親旅客などについては対象となるよう強く要望致します。 ・なお、一般レーンを利用していた旅客のうち、これらの特定旅客が既存の利用率の低いレーンに回ることにより、一般レーンの列が少しでも減少すれば、利用者全体の利便性向上にも資すると思われます。	B-1	－	ご提案のうち、空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとしたい。 また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等から復賓供与状況報告いただくことなどによって事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の十分な流将もいただき、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしたい。 これらの対応について、平成19年度中に地方入管に通達し周知を図りたい。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	113506 0	関西国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520482	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続きレーンの設置	－	APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティーレーン等を設けている。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、緊忙期等における「専用手続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、将合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元に大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の客港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を外容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	C	－	成田空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮（目標20分）に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のための臨時レーンを6月付で審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしているため、「乗継専用レーン」の設置は困難である。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることにより専用手続きレーンの設置は困難である」とのことだが、税関の臨時開庁制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABTCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	既に様々な特別レーンを設置し、更に11月には「特別永住者レーン」を設置されるとのことであるが、なぜこれ以上の新レーン設置が困難なのかお聞きしたい。また、「アジア・ゲートウェイ構想」では訪日観光者の拡大等のため、主要な国際空港等に優先レーンの設置を検討するとされていることから、「乗継専用レーン」の設置に向けた前向きな回答をいただけるものと考えている。提案主体としても、乗り継ぎ外国人旅客に比べ長時間を有効に活用して周辺観光を行ってもらい、観光による地域振興を図ってまいりたいので、「乗継専用レーン」の設置を強く要望する。	C	－	利用料を徴収するとのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に限りのある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンをいたずらに設けることは、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者や乗に乗り継ぎでの親光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	アジア・ゲートウェイ構想に資するとの観点から、専用レーンを設けることまでしなくとも、一定の客についてすみやかに出入国に係る審査ができるよう対応されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	利用者全体の向上につながらなければ問題であるが、乗り継ぎ旅客専用手続レーンについては、時間の限られたトランジット客を周辺観光に誘導することが重要だと考えていることから、他の専用レーンとの共用レーンという形で設けることにより、一般手続レーンを削減することなく、本年5月に発表された国のアジアゲートウェイ構造改革特区による観光促進の推進が可能と考えている。特に、乗り継ぎ旅客は時間が限られていることから、11月の「特別永住者レーン」設置時にあわせ、他の専用レーンとの共用の専用手続レーンを設け、円滑に入国できるよう強く要望する。	C	－	これまで以上に専用手続レーンを導入することになれば、専用レーンの対象者が増えて専用（優先）レーンの優位性・迅速性が失われるおそれがあり、また、新たな専用レーンを設置するために一般レーンを削減することになれば、一般客の審査時間が増えるということになる。そのため、いたずらな専用手続レーンの設置は、全体としての審査待ち時間の短縮につながらず、利用者全体の利便性の向上につながらないと考える。 また、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）においては、「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以内とすることを目標とする。」と定められている。最長審査待ち時間が20分を超える場合が少なからず発生しているのが現状であり、また、本年11月から入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけが開始されるため、現時点においては、専用手続レーンの設置よりも一般利用客全体の審査待ち時間の短縮が優先されるべき課題と考える。 なお、観光目的で来日する外国人については観光ビザを事前に取得していないのであれば上陸することは認めていないことと、客港地上陸は観光目的で入国する外国人の上陸許可を認めるものではないことについては、管理局ー5D520460「客港地上陸許可手続の簡素化」への回答でお示ししているとおりであるので、十分に注意されたい。また、専用手続レーンの設置については、審査待ち時間の短縮状況や入国審査時の個人識別情報の提供の義務づけの導入状況等を考慮し、諸外国の事例を参考にしつつ、今後の課題として検討してまいりたい。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	115051	千葉県、成田国際空港株式会社	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省